

平成18年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成18年3月9日(木曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
-

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
13番	谷村孝一君
14番	川本政芳君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎欠席議員(1名)

12番 矢部正義君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
助役	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
建設部長	藤井雄一君
水道部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	吉田譲君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	阿部良雄君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
------	-------

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のと

おり通知がありましたので、報告いたします。

経済部長酒巻 進君は、本日より今会期中、都合により欠席いたします。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員

4番 白木優志議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇）平成18年第1回定例会にあたり、大綱3点について、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、本市農業の展望についてであります。

市長は、市政執行方針で、市の基幹産業である農業について、極めて簡素に述べられております。

この農業が今後、発展の方向に進むのか、あるいは衰退の方向に進むのかは美唄の存続にもかかわる重大な問題です。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、その1点目は、本市農業の現状についてであります。

現在の本市の農家戸数はどれだけなのか。

2つ目として、水田と畑作面積はどのようになっているのか。

3、農家の経営主の年代別の戸数はどのようになっているのか。

4、農家1戸当たりの負債額はどのように

なっているのかお聞きいたします。

2点目は、品目横断的経営安定対策についてであります。この問題につきましては、私は、昨年12月の第4回定例会において、私なりの理解の範囲で質問させていただきましたが、その後の時間的経過もありますし、当時不明だった国の施策の部分で一定の解明がされた部分もあると思いますので、改めてお尋ねいたします。

農水省が昨年10月27日に決めた品目横断的経営安定対策は、全農家を対象にした麦作経営安定資金や大豆交付金など、畑作物の価格対策をすべて廃止して、基準を満たす担い手だけを対象にして支援するというものだと理解していますが、お聞きしたいことの1つは、その対象となる要件や対象品目、要件を満たす対象農家の基準はどのようなものなのか。

また、特例の基準はどのようになっているのかということでもあります。

その2つ目は、要件を満たす基準の1つとして用地面積がありますが、本市の場合、10ヘクタール以上の農家戸数はどれだけあるのか、6.4ヘクタール以上の戸数はどれだけあるのか。

また、基準に満たない対象外の農家戸数はどれだけあるのかお聞きいたします。

3つ目ですが、昨年の10月に、この品目横断的経営安定対策が農水省から出されて4カ月になります。

各市からは、この施策は農業の崩壊につながるものだという声も多く聞かされます。

本市の農業関係者も、この対策に頭を悩ましています。とりわけ、担い手として認定さ

れない農家の人たちの苦悩は深刻です。

こうした状況の中で、改めて品目横断的経営安定対策について、市長はどのような認識をお持ちなのかお尋ねいたします。

3点目は、農業支援センター（仮称）についてであります。市長は、市政執行方針の中で、国の農政改革に対応するため、関係機関、団体と連携して農業支援センターを設立し、と述べておられますが、その農業支援センターがどのような取り組みをするのか、その具体的な内容についてお聞きいたします。

4点目は、後継者育成対策についてであります。

本市農業の発展には、後継者の育成は極めて重要な対策になっていますが、市としてはどのような対策を行っているのかお聞きいたします。

5点目は、農産物加工品の利用の現状についてであります。市長は、市政執行方針の中で、売れる農産物づくりを促進するため、特産品のハスカップの生産拡大に取り組むほか、米粉を中心とした農産加工品の消費拡大に向けた取り組みを進めると述べておられますが、本市の農産物を利用した加工品にはどのようなものがあり、また、どのように販売されているのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、障害者自立支援法についてであります。

障害者自立支援法が4月1日から実施されるのを前にして、障害者と家族に大きな不安が広がっています。

福祉サービスの利用料が定率1割負担となり、これまでほとんどの人が無料または定額だったのが、大幅増になるからであります。

施設やグループホームの利用者は、食費と居住費、水や光熱費も含めて全額自己負担となります。

障がい者の命綱である公費負担医療制度も大きく変わって、負担が大幅にふえます。

すでに、障がい者が働く通所授産施設では、負担増の影響で通所を断念する動きが出ています。

法案が成立しても、国や自治体には憲法25条が保障する、障がい者が人間らしく生きる権利を守る責任があります。

障がい者家族の大幅負担増の軽減をという切実な声に、国も自治体もこたえる必要があります。

障害者自立支援法は、所得に応じて負担するという応能負担の原則を壊し、利用したサービス利用に応じて負担するという応益負担へ転換しました。

障がい者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益と見なして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。

このままの制度では重い負担のために、必要なサービスを受けられなくなる深刻な事態が生まれます。

市長は、市政執行方針で、「障がい者が地域で自立して暮らすことができるように、新制度の円滑な実施に努めてまいります」と述べておられます。

私は、昨年第2回定例会で、障害者自立支援法について質問させていただきましたが、その時点では、まだ詳細については不明な点もあり、また、この間の各地域での利用者負担の軽減策が報じられてきていますが、4月

からの実施を控え、これまで詳細については不明だった点についても明らかにされています。

そこで、具体的にお尋ねいたします。

1点目は、こうした状況を踏まえ、改めてこの障害者自立支援法の内容についてお聞きいたします。

また、この支援法に対しての市長の認識についてもお尋ねいたします。

2点目は、本市における授産施設の現状についてであります。

授産施設は、障がい者にとって、自立に向けての技術を身につける上でも、また、少ない障がい者年金を少しでもカバーし生活に役立てる上でも大事な役割を果たしていますが、1つ目は、本市の授産施設はいくつあるのか、また、その施設の利用者は何人になるのかお聞きいたします。

2つ目は、美唄以外の施設を利用している人は何人なのか。

3つ目は、市内の授産施設を利用する作業で、工賃の平均収入はどれだけになるのかお聞きいたします。

4つ目は、自立支援法によって、授産施設の利用者の個人負担がどのように変わるのかお聞きいたします。

3点目は、施設利用者の負担の軽減についてであります。授産施設利用者の工賃収入が少ない中で、障害者自立支援法によって利用者の負担がふえることとなりますが、施設利用者の負担軽減についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大綱質問の3点目は、市民の交通体系についてであります。

その1点目は、市民バスの運行状況についてであります。

バスは、車を持っていない市民にとって、生活を支える大事な交通機関です。このバスの運行状況がどのようになっているのかについてお聞きいたします。

バス路線の東線・西線の路線数と、運行便線について、また、同じく東線・西線の路線ごとの年間利用者についても、わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

2点目は、南美唄方面の路線についてであります。この路線については、昨年の4月から美唄自動車学校で運行されてから1年になりますが、この路線については、中央バスが赤字を理由に撤退したという経過もあって、今後の路線の確保には南美唄地域の人たちが不安を持っています。

今後の見通しについて、どのようにお考えなのかお聞きいたします。また、運行などでの変更があれば、あわせてお聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、本市農業の現状についてであります。農家戸数は、農業委員会の農家基本台帳によると、本年1月末現在で938戸となっております。

また、耕地面積は水田が約8,760ヘクタール、畑が約700ヘクタールとなっております。

また、経営主の年代別農家戸数は、40歳未満が61戸、40歳代が195戸、50歳代が337戸、60歳から64歳までが126戸、65歳から69歳までが65戸、70歳以上が142戸となっ

ております。

また、農家1戸当たりの負債額は、「いわみざわ農協」の組合員分を除く市内2農協における平均貸付残高で申し上げますと、平成16年度末で1,730万円となっております。

次、品目横断的経営安定対策についてですが、対象となる農業者は、認定農業者もしくは集落営農組織であり、米、小麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目を対象としております。

また、対象農家の規模要件は、認定農業者が10ヘクタール以上、集落営農組織が20ヘクタール以上となっております。

なお、経営規模の拡大が難しい地域にあつては、知事の申請に基づき、基本原則の64%まで規模要件が緩和されることとなっており、本市は、下限値の64%が適応されるものと見込んでおります。

また、現時点で、経営規模が10ヘクタール以上の農家戸数は400戸、規模要件の特例が適応された場合における6.4ヘクタール以上の農家戸数は560戸、6.4ヘクタール未満の農家戸数は380戸と推計しております。

品目横断的経営安定対策は、これまで全農家を対象に実施されてきた対策が担い手に限定されたことは、これまでの農政のあり方を大転換する改革であり、担い手の育成・確保などの早急な対応が必要であると考えております。

次に、農業支援センター（仮称）についてですが、国の農政改革が進む中で、美唄市の農業が持続的に発展していくためには、担い手農家等の一層の経営体質の強化と、農産物の産地化などを図ることが必要であると

考え、市と農協が連携した仮称「農業支援センター」の設立を予定しております。

センターにおける活動内容としましては、農産物の生産向上活動、ゆとりある農業経営の確立活動、担い手の育成支援活動などに取り組んでまいります。平成18年度は、品目横断的経営安定対策の対象品目である畑作物の栽培技術の改善などによる担い手づくり、産地づくりに取り組むこととしております。

次に、後継者育成対策についてですが、担い手の高齢化や後継者不足が進行している中、本市農業を持続的に発展させるためには、農業後継者や生産組織の育成が必要であるとと考えております。

このため、農業振興基金を活用して農業後継者の農業経営の調査研修や、技術の習得などの各種研修事業に対し、支援をしているところでございます。

また、平成18年度からは、新たに表彰制度を設け、新技術の確立や農産加工品の開発、環境保全型農業の実践など、創意と工夫を凝らした取り組みを展開し、その内容が特に顕著だったものを表彰することとしており、今後とも、次代を担う意欲と能力に満ちた農業後継者の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農産加工品についてですが、米では、「とりめし」や米粉を利用した「パン、めん、菓子類」があります。

また、小麦では、「パン、菓子類」、大豆では「味噌、豆腐、発芽大豆食品」、小豆では、あんを用いた「パン」、ハスカップでは、「ソース、ジャム、炭酸飲料、菓子類」があり、これらは主に農協や製造元の店舗のほか、イ

ベントなどで販売されているところでございます。

次に、障害者自立支援法についてでございますが、この法律では、身体障がい・知的障がいに精神障がいを加えた3障害を同じサービス体系に一元化し、施設や事業体系の再編、地域生活支援事業の創設、公平なサービスを利用するため、その手続きや基準を明確にしたものであります。

あわせて、福祉サービス等の費用を皆で支え合う仕組みとして、国や道の費用について義務的負担とし、障がい者自らも制度を支える一員となってサービス料に応じた負担を求める反面、過大な負担とならないよう利用者負担の軽減措置も設けるなど、費用の負担構造の見直しも大きなポイントとなっておりますところでございます。

この制度では、福祉サービスを利用した場合、原則1割負担となりますが、低所得者に配慮し、所得や市町村民税の課税状況による4区分の「利用者負担限度額」が設定されております。

軽減策としては、収入や資産状況に応じた個別減免や、社会福祉法人が実施する減免措置のほか、生活保護への移行防止策として利用者負担を行うことにより、生活保護世帯になる場合は負担額を引き下げるなど、きめ細かな減免措置がとられております。

なお、市としましては、児童デイサービス、「子どもの療育広場」の利用料負担金につきましては、障がいは早期発見・早期対応が必要なことから、乳幼児期に子どもの障がいが発見されて間もない保護者がサービスを受けやすくするため、引き続き利用者負担をいた

だかないこととするほか、社会福祉法人による利用者負担額減免事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、通所サービスを利用している方々の負担軽減についてでございますが、社会福祉法人の減免制度が創設されるなど、さまざまな軽減措置がとられているところであります。なお、国では、今後3年を目処に、利用者負担の再検討を行うこととなっております。

次に、南美唄線についてでございますが、南美唄線は現在、道路運送法第21条に基づき、株式会社美唄自動車学校が運行しており、新年度においても引き続き運行することとしております。

なお、新年度は、土・日・祝日運行の一部を変更することとしております。

なお、市民バスの運行状況及び授産施設の現状につきましては、市民部長、保健福祉部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 授産施設の現状につきましては、私から答弁させていただきます。

授産施設の現状についてでございますが、市内の授産施設は現在2カ所で、55名の方々が利用しており、市外につきましては、4名の方々が利用している状況となっております。また、市内の授産施設利用者の収入は、1人当たり平均月額でおおよそ2万5,000円となっております。

次に、障害者自立支援法による授産施設利用者の負担金でございますが、市町村民税非課税世帯で障害基礎年金2級を受給し、授産施設等の通所サービスのみを利用する場合で申

しますと、これまでの支援費制度では負担金は生じなかったものが、今後は「低所得1」として区分され、1万5,000円の負担となり、社会福祉法人減免が適用された場合には7,500円に減額されることとなります。

これに、通所施設への食費実費分としておおむね5,000円を要し、月額約1万2,500円の負担が生じるものと考えております。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長三谷純一君 市民バスの運行状況につきましては、私からご答弁させていただきます。

市民バスの運行状況についてであります、初めに、運行路線及び便数についてです。

西線では、茶志内・中村・沼の内線、進徳・拓北線、上美唄線の3路線。

スクールバス混乗線として、茶志内・日東線、茶志内・中村線、開発線、北沼の内線、拓北・豊葦・光珠内・峰延線、峰樺線、上美唄・元村・中美唄線、西美唄・大富線の、8路線を運行しております。

東線は、美唄駅を起点とする東明通線が8路線、旭通線が10路線、アルテピアッツァを起点とする南美唄線が1路線、落合通線が1路線の、計20路線、26便体制となっております。

次に、平成17年度の有料利用者数は、平成18年1月末現在で申し上げますと、西線は、茶志内・中村・沼の内線は3,249人。新徳・拓北線は4,164人、上美唄線は2,057人となっており、スクールバス混乗線を含む合計の有料利用者数は1万0,036人となっております。東線は、20路線合計で6万8,566人となっております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 この場から、幾つかの点について、再質問させていただきたいと思っております。

最初に、農業問題についてでありますけれども、1つ目は、品目横断的経営安定対策についてであります。

先ほどの私の質問で、私は、この品目横断的経営安定対策に対して市長がどのような認識をお持ちなのかをお聞きしました。

それに対して市長は、品目横断的経営安定対策はこれまで全農家を対象に実施されてきた対策が担い手に限定されたことは、これまでの農政のあり方を大転換する改革であるとお答えになっておられます。この、「改革」ということをおっしゃっているわけですね。

私は、この「改革」という言葉の中には、「改善」という意味と「改悪」という意味と、この2通りあるというぐあいに私は思うわけです。

しかし、市長がお答えになっている部分でいえば、このどちらなのかの意味がよくわからない。果たしてこの品目横断的経営安定対策が農家経営にとっていいことなのか、あるいは経営を圧迫するものなのか、その辺のところの意味が、市長としての認識がどのようにお持ちなのかということについてはよくわからないわけです。

これまでの農政のあり方を大転換するということでは、まさにその通りなわけですね。その大転換が改悪の方に大転換なのか、改善される方に大転換するのか、その辺のところの市長のご見解について、いま一度お聞きしたいと思っております。

そこで、改めてお尋ねいたしますけれども、この品目横断的経営安定対策が日本の農業を発展させて食料の自給率を高め、農業経営を安定させるものに役立つものというぐあいに考えておられるのか、あるいはそうでなくて、日本の農業を荒廃させて農家経営を圧迫させるものだと、そのように考えておられるのかどうか、その点について、明確なご答弁をお願いしたいと思います。

また、先ほどのご答弁では、担い手の育成、確保など早急な対応が必要であるのご答弁されているわけですが、その担い手育成、確保についての具体的な対応をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、ご答弁では、担い手になれない農家が本市では380戸になるということですが、その担い手になれない農家に対して、どのような対策をお考えなのかお聞きいたします。

2つ目は、農業支援センターについてですが、どのような活動をするのかということは、おおよそのことはわかりましたけれども、その職員体制はどのようになるのかお聞きいたします。

3つ目は、後継者対策についてですが、先ほどのご答弁では、18年度から新たな表彰制度を設けるということですが、その具体的な内容についてお聞きいたします。

4つ目は、農産物加工品についてですが、美唄で生産される農産物がさまざまな加工品としてされ、多くの市民に利用されているようではありますが、いま市民の中で関心が持たれ、多くの家庭で利用されてい

るものの中に米粉があります。

この米粉が、どのように製造されて、どのように使用されているのか、また、美唄での消費量はどれだけあるのかお聞きいたします。

次に、障害者自立支援法についてお聞きいたします。

授産施設の利用者の負担についてであります。

ご答弁によりますと、これまでの支援費制度ではほとんど負担金を生じなかったものが、今後は「所得1」として区分され1万5,000円の負担となりますが、社会法人減免が適用された場合には7,500円に減額されるということですが、そこで、改めてお聞きいたしますが、1つ目は、自立支援法の中で、社会福祉法人の減免が新たに制度としてつくられたということになりますが、その減免の基準がどのようなものなのかお聞きいたします。

2つ目は、社会福祉法人の減免措置が適用された場合、減免された額はどこが負担することになるのか、また、その負担割合はどのようになるのかお聞きいたします。

3つ目は、市内の授産施設では55名の方が利用されているとのことですが、そのうちの何名の方が社会福祉法人の減免が適用されるのかお聞きいたします。

次に、市民の交通体系についてですが、南美唄線については、引き続いて運行されるということで、南美唄地域の人たちはとりあえず安心できるわけですが、南美唄線の確保については、今後とも万全の対策をしていただきたいと思っております。

この部分については、ご答弁していただか

なくても結構です。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問に、順次お答えします。

初めに、品目横断的経営安定対策についてですが、昨年3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」のもとに、対象となる担い手を明確化し、経営の安定・発展を図っていくことは、農業・農村の存立につながるものと認識しております。

次に、担い手の育成確保につきましては、農協などと説明会等通じて周知を図っているほか、農業者リストをもとに、個別面談による意向確認や認定農業者への誘導、集落営農組織に関する助言等を行っているところでございます。

今後は、農協や農業委員会などと連携して、「地域担い手育成総合支援協議会」や、仮称「農業支援センター」を設置し、認定農業者等の育成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、小規模農家等に対しましては、経営規模の拡大や集落営農組織への誘導に努めるほか、ハスカップやアスパラ、花きなど、高収益作物を振興し、これら作物を導入した経営の複合化を図るなど、さまざまな角度から対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、仮称「農業支援センター」の運営体制についてですが、構成は、市及び農協職員とし、担い手農家等の一層の経営体質の強化と、農産物の産地化などに取り組むために必要な体制としてまいりたいと考えているところでございます。

次に、表彰制度についてですが、こ

の制度は、さきの「農業振興基金運営委員会」において決定された「美唄市はつらつ農業大賞表彰要綱」のもとに、市内に居住する農業後継者などの創意・工夫を凝らした取り組みを表彰するもので、新年度から施行されることとなっております。

具体的には、個人やグループ・団体の取り組みについて、「農業振興基金運営委員会」において審査を行い、「大賞」及び「優良賞」を決定し表彰するもので、その取り組みの内容につきましては、広報紙「メロディ」などを通じて広く紹介していくこととしております。

次に、米粉の製造供給についてですが、美唄市農協が美唄産米を新潟県の製粉工場に送って製粉加工し、雪蔵工房に貯蔵しており、パン、めん、菓子事業者等の注文に応じて販売しております。

なお、市内における米粉の年間消費量は、約4トンとなっております。

次に、社会福祉法人による減免についてですが、この減免措置は、「社会福祉法人軽減制度」として障害者自立支援法における利用者負担の軽減を目的として新しく制度化されたものであり、社会福祉法人等の事業者から、在宅で通所施設またはデイサービスを利用する場合や、ホームヘルプなどを利用する場合において、一月の利用額のうち、月額負担上限額の半額を超える額を軽減するものであります。

この制度を実施するのは社会福祉法人の任意であります。市としましては、利用者負担の軽減につながるものであることから、実施してまいりたいと考えております。

これにより、市町村民税非課税世帯で年収

80万円以下の「低所得1」に該当する場合は、月額上限負担額1万5,000円が7,500円に、同じく、年収80万円を超えかつ市町村民税非課税世帯の「低所得2」に該当する場合は、2万4,600円が1万2,300円となり、在宅で通所またはデイサービスを利用する場合は、「低所得1、2」を問わず7,500円に軽減されることとなっております。

次に、減免額に対する負担についてであります。事業所における軽減額のうち、年間ベースで減額しなかった場合に、事業所が本来受領すべき額に対し、5%までは2分の1、5%を超える部分については4分の3が公費助成の対象となり、残る部分について事業所が負担することとなります。

公費助成部分の負担割合については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を、それぞれ負担することとなっております。

なお、4月以降の減免対象者についてであります。4月から利用者負担が施行されることから、利用者負担を決定するためサービス利用者に対して、所得調査並びに資産状況を確認中であり、現時点では把握していないところであります。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 3点ほど、お聞きしたいと思います。

最初は、いわゆる品目横断的経営安定対策についてでありますけれども、私は、昨年、第4回定例会で質問させていただいた当時、この農水省が発表したのが10月26日、第4回定例会12月から始まったわけで、農水省の発表から約1カ月後に私が質問させていただ

いたということになりますけれども、この当時、この内容については、私は、文章としては理解できても、その大変な中身については実感的にはよくわからないとそういうところがあったわけです。農家の人たちにお聞きしても、その内容が自分たちにどのような影響があるのかということについては、余り知られていなかったわけです。

しかし、今年に入ってから、1月、2月、3月に入ってから、その内容がどんどん知られてくるに従って、いま、多くの農家の人たちの中に不安が広がってきています。とりわけ、担い手から外される農業者は深刻な状態です。

美唄では、380戸がその対象になっているわけですが、市長は、農業支援センターを設置するなど対策を図るということでもありますけれども、そうした対策をとっても到底対処しきれないのには目に見えているわけです。

こうした日本の農業を衰退させて、農家経営を圧迫させる農政は、抜本的に改めなければならないと思うわけです。このことを国に対して強く働きかけることが必要だと思いますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

次に、米粉についてでありますけれども、市民の中には、子どもたちの小麦アレルギー対策にも米粉の活用をもっと普及してほしいという声も多く聞かれます。

お聞きしたところでは、米粉には2種類あって、1つは100%の米粉と、15%ほどの小麦が入っているものがあるということでもあります。パンやうどんには米粉が入っているものが使われているということでもあります。

しかし、アレルギー体質を持っているお子さんでも、15%の小麦が入っている食品を食べてもアレルギーを発症しない人も多くおられるようであります。

米粉の普及について、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、障害者自立支援法についてですが、授産施設の利用者の負担についてであります。

市長は、社会福祉法人の減免措置もあるので、美唄独自の減免措置は行わないということですが、実際問題として、利用者の負担増加は深刻な状態です。社会福祉法人の事業所が減免制度を取り入れた場合には、その事業所も負担がふえることとなります。

事業所がその制度を取り入れるかどうかはその事業所次第になっています。もし、事業所が減免制度を取り入れないとすれば、利用者は2万5,000円の収入しかないところから2万円を負担しなければならない、こうした事態が起きてくるわけです。

また、事業所が減免制度を取り入れても、利用者は1万2,500円を負担しなければならないわけです。

そうした中で、利用者の中には通所をやめる人たちが出てくることも十分予想されるわけです。これではこの障害者自立支援法が自立支援ではなくて、自立を阻害するものになるわけです。

この制度によって、これまで市が負担していた部分で道が負担する部分が出てきて、その分、市としての負担が軽くなるということもありますので、市としての障がい者の負担軽減、軽減対策について取り組むべきだと思

いますけれども、市長のお考えをお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

品目横断的経営安定対策についてですが、市といたしましては、認定農業者の担い手の育成・確保に取り組み、1人でも多くの農業者がこの対策の対象となるよう努めてまいりたいと考えておりますし、小規模農家等に対しましては、さまざまな角度から対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、国から課題等につきまして意見を求められておりますことから、生産条件格差対策における地力増進作物や土地改良事業実施中の土地の取り扱い、また、所得要件における産地づくり交付金の取り扱いなどの課題について提起しているところでございます。

次に、米粉の普及についてですが、昨年4月に発足した「美唄こめこ研究会」と連携して、米粉のPR活動や米粉料理講習会等を実施しているほか、学校給食での米粉めんの試験導入なども行い、米粉の利活用の促進や拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

また、市民からの要望により、昨年夏から、農協などで500グラムの小売販売を始めており、一般家庭においても徐々に米粉が普及しているものと考えております。

次に、利用者負担に対する減免制度についてですが、通所施設による利用者負担金については、授産施設などの工賃収入は除き、年金収入など本人や世帯の収入等に応じて負担を求めるものであり、これに対して、

減免措置として社会福祉法人の減免のほか食費について、食材料費のみの負担とすることなどの措置が講じられております。

市といたしましては、社会福祉法人軽減制度を取り入れるほか、児童デイサービスの利用料金負担金についても引き続き利用負担をいただかないこととして考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） 平成18年第1回定例会にあたり、さきに通告してあります大綱2点について、市長に質問します。

大綱1点目の子育て支援では、出産育児一時金について伺います。

健康保険法改正案など、医療制度改革関連法案が今年2月10日に閣議決定され、今国会での成立が待たれていますが、同法案には出産育児一時金の増額が盛り込まれております。

国会で成立しますと、現行の30万円が35万円に増額され、支給されます。

この制度が今日に至るまでには幾度か改正がなされてきました。

45年前の1961年が最初で、当時は、分娩費と育児手当金とに分かれていて、分娩費は3,000円、育児手当金2,000円という時代でした。

この後、6度改正を経て、12年前の1994年に、分娩費と育児金を統合して出産育児一時金を創設したもので、2002年には、対象者を本人または配偶者から全被扶養者にまで拡大されました。

現行の一時金30万円の根拠となっているのは、2002年3月時点での旧国立57病院

における分娩料の平均が31万7,000円であることを挙げております。

しかし、現状はと申しますと、民間医療機関を利用した場合も含めた実際の出産費用の平均は30万円を大きく上回っていきまして、2003年の財団法人こども未来財団の子育てコストに関する調査研究によりますと、分娩入院費の平均は36万4,618円に達しています。

また、定期健診の9万0,215円、妊娠用品の購入や妊娠期間中の出産準備費4万8,849円を含めると、総額50万3,683円にもなるという調査研究の結果でした。

このような調査結果を見ますと、出産に関してこんなにもかかるものかと改めて驚いております。

私は、平成16年12月の第4回定例会で、出産育児一時金の給付について質問しました。

そのときのご説明では、美唄市国民健康保険条例により、被保険者が妊娠4カ月を超える出産をした場合では、世帯主に対して出産育児一時金として支給されること、現在支給方法は、出産が証明されますと、市役所の窓口で通常出生届けを提出された場合、支給申請をしますとその場で現金が支給されます。

また、出生届けを提出する前でも、出産が確認できる証明があれば可能ということでした。

また、国保連合会が行っています出産のための貸付制度もあると聞いております。その時点には、利用されている方はいないと聞いておりました。

そこでお伺いしますが、1つには、本市の子どもの出生数と国民健康保険の該当者の出生数について、お伺いします。

2つには、国保連合会からの出産のための貸付制度の利用状況について、お伺いします。

3つには、先ほど述べました今国会に提出しています法案が通過した場合、本市としてどのように対応されるのか、市長に伺います。

大綱2点目の、高齢者福祉について、1点目の介護予防システムについて、伺います。

団塊の世代が65歳を迎える超高齢化社会がもうすぐやってきます。そして、介護を受ける人口も、厚生労働省の調べによりますと、2015年の高齢者増は、高齢化率が2005年から10年間で30%増加。高齢者だけの世帯が増加して、高齢者の独居世帯は566万世帯、高齢者夫婦のみ世帯は614万世帯に、認知症高齢者が増加し、認知症「自立度2」以上は250万人、「自立度3」以上は135万人と推定しています。

恐るべき数字ですが、長寿社会を少しでもよい状態を堅持しながら質の高い生活をするためにも、予防重視の施策が取られています。

筋力トレーニングを取り入れた介護予防事業の取り組みが全国でも随分広がっており、各市町村によってさまざまな形態があり、知られるようになりました。

本市も、独自の介護予防システムに取り組みをされております。自宅でパソコンを活用しての運動、地域の会館での集合教室ですが、1年と2カ月が経ちました。

この事業では、転倒予防、尿失禁、栄養指導などを含め効果が見られるとし、その効果がイコール介護認定者の出現率を抑制し、それは介護保険料の抑制にもつながることで、その効果が期待されます。

そこで、介護予防システムの推進状況につ

いて、お伺いします。

1つには、これまでにどのくらいの方が取り組まれたのか、また、その効果など事業評価について、お伺いします。

2つには、各地域への展開を進めています地域予防リーダー研修、育成についての状況について、新年度へ向けた取り組みも含め、この2点について、市長に伺います。

次に、介護給付費の適正化について、お伺いします。

2000年に介護保険制度が制定され、高齢化社会の産業として介護事業者がふえてきました。

しかし、心ない事業者もいて、本来の介護保険事業の信頼を失墜させるような事業者がふえております。

今月初めにも、当別町の介護老人施設「愛里苑」が、過去最高の4億6,000万円の介護報酬を不正受給していたことが発覚し、道では、この事業者に対し、通所リハビリテーションとショートステイ・短期入所療養介護の2事業の指定を、3月26日付で取り消す行政処分をし、介護老人保健施設については、業務運営の改善命令を出したと報じられておりました。

これによって、介護報酬を不正に請求された自治体は、入所・通所者の住民票がある24市町村に及んでいるそうです。

道内で発覚したものでは、介護保険制度がスタートしてから今月2日までに、医師や名義借りや水増しなどで指定取り消しになったものが37件、不正受給が発覚して、指定取り消しになる前に事業を廃止して処分を逃れた例が8件あったとも報じられておりました。

道は、介護施設については2年に1回実施調査を行って、事業の運営基準、人員配置について聞き取り調査や、出勤簿などの書類閲覧で点検しているが、意図的で悪質なものはなかなか見抜けないということでありました。

このような不正の発覚は氷山の一角とも言われております。そうなりますと、利用している高齢者やその家族は、自分たちが受けている事業者は大丈夫だろうかと不安を抱いてもおかしくはありません。

まじめに行っている介護保険事業者は無論、介護保険税を納めている市民にも、制度そのものへの信頼感が損なわれるのではないかと思います。

また、全国的にも被害金額の回収が進んでいない状況にあるとも聞きます。

そこで、1つには、本市において、不正請求に関する状況についてお伺いしますが、介護サービスを受けている方から、不正請求に関する相談ケースがあるのか。

2つには、サービス提供から利用者への給付通知書送付までの流れについて、どのようになっているのか、お伺いします。

3つ目は、介護給付費適正化に向けた対応についてはどのようにされているのか、お伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、出産育児一時金についてですが、初めに、出生数であります。平成15年度184人、平成16年度143人、平成17年度が、2月末現在で159人となっております。

また、国民健康保険の出産育児一時金の支

給件数は、平成15年度34件、平成16年度30件、平成17年度が、2月末現在で30件となっております。

次に、出産にかかる貸付制度の利用状況についてであります。本市のあっせんにより、国保連合会が行う貸付制度の利用は、現在ございません。

次に、国保事業における一時金の増額についてであります。医療制度改革の中で、出産育児一時金の増額が見込まれております。

本市といたしましても、子育て支援の視点からこうした状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、介護予防事業についてであります。高齢化が急速に進む本市における喫緊の課題に対応するため、平成16年度から取り組んでおりまして、健康センターと連携して平成16年、17年度の2カ年にわたり、全高齢者を対象に身体状況をチェックするアンケート調査を行い、健診につなげ、介護予防の必要な方を把握し、必要なサービスを提供してまいりました。

この間の事業実績について申し上げます。介護予防検診は3回で485名、自宅で行うインターネット運動教室は4回で35名、地域集合型運動教室は4回で69名、各地域で自主的に運動教室に取り組んでいるグループへの支援事業は、現在5グループで延べ139名、出前講座等講演会は48回で1,401名、リーダー研修会は1回で18名となっております。

この事業の評価につきましては、運動教室実施前後に体力測定を行うことで、歩く速度、身体の柔軟性などを比較しており、全般的に改善が見られるとともに、参加された皆さん

からも、つえを使って歩いていたが、使わなくても歩けるようになったなどの感想が寄せられ、予防効果が上がっているものと考えております。

なお、運動教室を終了された高齢者 94 名の方々の追跡調査で、状態の変化等により、介護認定を受けた方は 3 名にとどまっており、今後、要介護認定者出現率や、介護費用抑制等の検証に向けデータを蓄積していくこととしております。

次に、自主グループ化の推進とリーダー研修についてであります。平成 16 年度 1 団体であった自主グループが、現在では 5 団体にふえ、自主的な取り組みが大きく広がりを見せてきているところでございます。

また、自主グループ化がさらに広がり、継続して活動していくためには、グループの中心となるリーダーを養成し、支援していくことが大切なことから、運動教室経験者の方々や地域の保険推進員、民生委員など 18 名の参加により、介護予防体操の実技などのリーダー研修会を実施したところでございます。

高齢化が急速に進む中、高齢者の方々を要介護状態にさせない取り組みが一層大切であり、新年度においても、自宅で行うインターネット運動教室や地域での教室の開催、自主グループの継続支援など、高齢者の生活実態に合った事業を、地域と連携しながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護給付費の適正化についてですが、一部事業者による適切を欠く事例が発生しており、こうした事件はあってはならないものと考えております。

本市ではこれまで、介護サービス利用者からの不正請求に関する相談事例はなかったところでございます。

次に、介護給付費通知書についてですが、適正な介護給付の支払いについては、毎月事業者が提出した介護報酬請求の明細書を、北海道国民健康保険団体連合会が審査をし、適正化を図っているほか、道による事業者への指導、監督や、市による利用者からの第一次的な相談への対応など、それぞれの役割と責任により対応しているところでございます。

本市においてはさらにチェック機能を高めるため、制度上義務化はされておりませんが、平成 16 年度から、介護給付費適正化事業の一環として、年 1 回介護給付費通知書を作成し、利用された介護サービスの種類やその費用を確認いただくため、本人へお知らせしているものでございます。

最後に、利用者からのサービス内容の問い合わせにつきましては、国保連合会からのデータにより、個々のサービス提供の状況等を把握しておりますので迅速な対応をしており、さらに適切な運営のための事業者研修会の開催などを実施し、介護給付費の適正化を図ってきているところでございます。

●議長長岡正勝君 8 番谷内八重子議員。

●8 番谷内八重子議員 それでは、自席から再質問させていただきます。

介護保険の適正化についてですけれども、先ほども紹介しましたように、昨今の介護保険事業者による介護報酬の不正受給事件から察しまして、全国的な視点からもチェック体制が問われているのではないかと思います。

また、介護給付通知書についてですけれども、利用した介護サービスの費用は、確認をするという意味で1年分を通知しているということですが、高齢者の方には、中にはひとり暮らしの方、また高齢者夫婦、また介護度のもっと進んでいる方、それから、家族がいても日中1人という方もおります。

このようなことを見ますと、高齢者の方が給付通知書の内容についてチェックするということが難しいことだなというふうに私は思います。

また、そういうことから、給付通知書についての内容についても、十分チェックできない人がいるということも想定されますので、もう少し中身についての工夫も必要ではないかと思っています。

こういうことから、保険者として、今後の対応と適正化についてどのように対応される考えなのか、この点について、市長にお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 谷内議員の質問にお答えします。

介護給付費の適正化についてであります。このたびの制度改正で、事業者の情報開示を徹底するため、第三者による調査、確認と、その結果のすべてを定期的に開示する仕組みと、事業者指定の更新制の導入など、一定の対策をとることとなっております。

また、認知症グループホームなどの地域密着型サービスについては、指定、指導、監督の権限が市に移譲されますので、今後、これら事業者への適切な対応を行うとともに、それ以外のサービスについても、監督者である

北海道との連携を図り、介護給付適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

介護給付費通知書につきましては、給付の適正化と不正請求の防止などを目的として、今後も年1回程度行う予定であります。わかりやすい内容に意を用いてまいりたいと考えております。

また、新年度からは、利用者の相談にはワンストップ窓口として地域包括支援センター職員が対応することとなりますので、事業者やケアマネジャーとの連絡調整を図るなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） 2006年第1回定例会にあたり、大綱3点について質問をいたします。

1点目は、国民保護法についてであります。

その1は、この法律への市長の見解、感想についてお尋ねをいたします。

戦後60年間、戦争放棄の平和国家をめざす日本国憲法のもとで、自衛隊を持ちながらも他国と戦火を交えることなく過ごしてきたことは、日本の戦後ゼロからのスタートと、経済大国と呼ばれるまでの成長・繁栄に大きな意味を持つと、私は思います。

有事体制の考え方は以前からありましたが、これを具体的に考える方向へ大きく転換することとなったのは、何と云っても、2001年アメリカでの、9.11の同時多発テロと呼ばれる出来事だと思います。

ブッシュ政権は、テログループの潜伏場所として断定したアフガニスタンへの空爆を開

始し、日本はテロ特別措置法をつくり、平和憲法のもとで初めて戦地での自衛隊海外派遣を強行しました。

アメリカはその後、大量破壊兵器を口実に、国連や多くの国々の意向を無視して、イラクへの武力攻撃を強行しました。

日本は、有事関連法案を成立させ、これが有事関連7法ということにつながってまいります。

その後、アメリカのイラク攻撃支援のためにイラク復興支援特別措置法を成立させ、多くの国民の反対の声の中、自衛隊のイラク派遣を強行しました。

このことでは、北朝鮮との関係も見落とすことはできません。

98年のテポドン発射、2001年の不審船との銃撃戦がありました。2002年には、日朝首脳会談が行われ、拉致を認めたということがあり、その後、拉致被害者5人の帰国、さらに1年半後の家族の帰国などがありました。

アメリカの戦争に無批判に参加し、そのことが国民にテロなどへの不安感をあおり、北朝鮮問題を対立的にとらえることで、隣国を仮想敵国としての見方が広がるなど、国民の危機意識を大きくする動きがあったと感じております。

さらに、ミサイル防衛網をアメリカと組んで取り入れるなど、10年前なら全く考えられなかったことだと思えます。

2004年6月、有事関連7法が成立しました。

その中に、国民保護法があり、その目的は、日本が武力攻撃を受けた際に、国民の生命・身体・財産を守ることとしています。

岐阜県知事をやられておった梶原氏は、「我

が国には自衛隊が文民を保護するという明確な規定がない。第2次世界大戦中の沖縄戦では、軍隊が住民を守らなかったため、軍人より民間の犠牲者の方が多かったという悲惨な状況があった」と述べられ、自衛隊は知事への要請にこたえ、人命救助に協力することを規定するよう要望してきたということをお話されております。

法的に有事体制ができ上がり、法にあるのだからといって、国民が有事に直面した場合の準備をしなければならない、このような国の状況には大きな疑問を持たざるを得ません。戦争が市民の日常生活に入り込んでくるのです。

60年間、平和が当然と考えて暮らしてきました。しかも、そのうちの45年間は、厳しい東西冷戦の状態が続いておりました。一触即発のキューバ危機をはじめ、ぎりぎりの対立が続く中、ソ連と目と鼻の関係で日本は過ごしてきたわけです。

でも、その状態は消えました。世界規模の厳しい対立が消え、世界は融和の方向へ向かっているのは間違いのないことです。

その中で、激しい対立紛争の歴史を持つ、これは宗教絡みでありますけれども、中東地域は和平への試みを繰り返しながらも、相当に困難な状況にあります。民族の対立に火がついた地域の難しさもあります。

私は、日本という国の果たすべき役割は、国内で国民を動かして、攻め込んでくるかもしれない敵に備える体制をつくることではなく、平和の実現を求める国として、外交の力を発揮して、いかに波風の立たない状況をつくるか、そのことに真剣な努力をすべきだと

思います。

この法律について、市長の見解、感想をお伺いをいたします。

大綱の2点目は、交流拠点施設の利用についてであります。

その1つは、市民融合の考え方についてお尋ねをいたします。

「ゆ〜りん館」は、随分たくさんのお客さんが来られて、いわば繁盛しているということで、大変結構なことだというふうに思います。

ただ、開館以来600円の料金で、割引等がなかったわけでありまして、昨年からは、高齢者への会員制度といいますか、登録をすることによって割引が行われるようになりました。

それから、何か月かに1遍、メロディに割引券が刷り込まれてきて、私も利用させてもらっていますけれども、これは、市民とすれば喜ばしいことだというふうに思っております。

一方、昨年オープンをいたしましたパークゴルフ場については、たくさんいる愛好者の方々や、あるいはその協会に入っている方もおられるわけで、それらの方々の要望があった市民割引とか、それからシーズン券の設定とかこういうものが行われておりません。

他の自治体でやられているパットゴルフ場では、住民割引がかなりあるということをお聞きされます。

今議会では、2年目のスタートにあたって、これまで土・日・祝日の料金が平日と同じで、1ラウンドしか回れないというのが改善をされるということが提案されております。

ただし、800円ということ、1日券という設定ですね、この800円が妥当であるかどうかというのは、この後の審査ということになるわけでございます。

私は、この1年が過ぎてきた中でも、やはり住民割引といいますか、市民割引といいますか、そういうものの設定を求める多くの方の声を聞きました。

したがって、このことができないのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

平成16年の11月に、自立推進計画に関する提言というのが委員会から出されました。

この中に、公共施設使用料金等というところで、こういう提言があります。「現在の使用料金等については、市内・市外利用者の区別はされていない。公共施設の建設及び維持管理に伴う経費の一部について、美唄市民が負担している。このことにより、美唄市民の負担の一部もあわせた市外利用者に対する料金設定が必要である」。

要するに、施設建設や運営に市民が負担をしているのだから、料金設定については、その市民負担分の一部を市外からの利用者の料金にかぶせてやるべきだと、こういう提言なんです。

これらもあり、優遇という言葉が適切でないとするならば、いま提言があったような内容の考え方でも、その住民に対して住民還元といいますか、そういうのができないものかということをお尋ねいたします。

もう1点は、市民バスの運行時刻の問題なんです。市内で自営業をやっておられる方々が、仕事を終えて温泉に行くと、自分で車を運転しないという方の場合、帰りのバス

がないということなんです。

温泉から帰ってくる最後のバスは、調べてみましたら7時12分発なんですね。ですから、自営業を終えてそれから温泉へ行って、ゆっくりお風呂に入ってということになれば、到底間に合う時間ではないということで、これの利用について検討をして、いま、例えば8時半にバスを新たに走らせるとして、直ちに利用者がどんどん出るというようなことはないかもしれません。しかし、その時間帯にバスがあるということになれば、利用者がぼつぼつできるかなと、そんなことも思うものですから、ご検討いただけるかどうかということをお尋ねをいたします。

大綱の3点目は、教育行政についてであります。

まず、その1つ目は、卒業式・入学式の日の丸・君が代の扱いについてであります。

この問題では、毎年3月議会で質問をさせていただいております。と言いますのも、これは、1999年に国旗・国歌法が成立をいたしまして、皆さんもご承知のように、それまでは、特定の地域ではかなり強制的な部分もありましたけれども、全国的には、それぞれの地域地域の状況で余り大きな変化なく推移してきているという状況だったわけです。

ところが、国旗・国歌法の成立を境に、一気に、全国的に100%実施でなければならぬということになって、それまでゼロだったり、30%だったり50%であったり、70%だったりした地域が、いまやもう全国的にすべて、100%実施という状況になっています。

そして、これまで、私も取り上げるたびにいろんな状況を指摘してまいりましたけれど

も、端的に言えば、東京都の石原知事に代表される強硬手段をもって実施をさせるということは、逆らえば懲戒処分をする、回数重なれば首だということですね、こういう手段をもって日の丸・君が代の実施を行っている。

これは突出した例でありますけれども、これがだんだん突出でなくなっているという状況があり、毎年このことを質問させていただいてきたわけであります。

特に、東京の例で申し上げれば、町田市の例では、昨年ですね、子どもたちが歌う君が代の声が小さい、卒業式で校歌も歌うわけですけれども、校歌よりも君が代の方が声が小さい、これはけしからんと、声を大きく出させろと、そういうことを教育委員が指示をし、町田市教委としては、そのたびに指導を強化するというそういう事態もあるわけです。

そして、地域によっては職務命令を発して、近くでは札幌市の例がありますけれども、いわば力をもってその教育の現場で、卒業式・入学式の内容を指示通りにさせるという動きが続いてきているわけです。

さて、質問でありますけれども、過去に、日本が朝鮮半島や台湾を植民地にしていた時代がありました。この時代において、それらの地域で日の丸や君が代がどんな役割を果たしたのか、お伺いをしたい。

それから、次に、憲法が戦争敗戦後新しくなりました。大日本帝国憲法から日本国憲法となった。

そして、それまで大日本帝国憲法を受けて教育を受け持ってきた教育勅語が廃止されて、教育基本法ができました。

過去のその大日本帝国憲法下でいえば、万

世一系の天皇をたたえる歌としての君が代が、現在の国民主権の新しい憲法体制になった日本でも歌われるということについては、私はいかがなものかと思うわけですが、このことについて、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目に、いま申し上げたように、99年に国旗・国歌法が成立をいたしましたけれども、この法律案の審議が国会で行われた際に、政府答弁ですね、総理大臣とかあるいは文部大臣とか、そういう人々がどんな答弁をしたか、そのことをお伺いをしたい。

それから、4点目に、これまでお聞きしてきた中では、学習指導要領に基づいて実施しますという、これが教育長の答弁の大きな柱でありました。

学習指導要領にはどうしても従わなければならないのか、言葉で言うと法的拘束力というんですけれども、そういうものがあるのでしょうか、改めてお尋ねをいたします。

それから、5つ目として、学校の中は物事をやるときに、職員会議というのを開いてそこでいろいろ話し合っ、こんなふうにやろうあんなふうにやろうというのを決めてやるというのが通常であります。

ただ、残念ながら、卒業式とか入学式の場合は、最終的に、意見が一致しないまま校長の一存で、こんなふうにしてやるぞということで行事の内容が決まってしまうんですけれども、私は、それは違っているというふうに思います。

やはり、教職員の意向と無関係に日の丸や君が代を取り入れ、あるいは、そしてそこで歌うこと、あるいは起立することを強制され

るというのは、あるべきではないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

それから、教育行政の2点目は、教育行政執行方針についてお尋ねをいたします。

まず、1つ目は、信頼される学校づくりというのを教育長は述べられました。

地域の信頼を得るということは、極めて重要なことだというふうに思いますけれども、どのような取り組みによってこれを達成しようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、学習指導についてであります、標準学力検査を実施しますということで、予算もついたということでもありますね。これの実施にあたっての考え方を、お伺いをいたします。

それから、私は、前にも取り上げましたが、その学習指導の中で習熟度別指導について、この状況がどんなふうになっているのかということをお伺いをいたします。

それから、小学校での英語指導のことが取り上げられておりますが、この状況をお伺いをいたします。

それから、豊かな心をはぐくむ教育という部分では、生徒指導総合連携事業というのが新しく出てまいりましたけれども、これの内容について、お伺いをいたします。

それから、教職員研修についてですが、より充実した教育が行えるように、先生方の研修を一生懸命やってもらいたいという中身でありますけれども、子どもたちに研修したことが還元できるそういう内容の研修にすることで、どんなことをお考えにならっしゃるか伺います。

それから、最後に、体験工房をつくり、アルテピアッツァですね、体験工房をつくり、ということでもありますけれども、この中身と、アルテピアッツァ全体の計画と、その計画実現に向けた年次計画と、その実現のための道筋について、お伺いをしたいと思います。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、国民保護法に対する私の感想、見解についてであります。今般の国民保護法など有事関連法につきましては、日本を取り巻く安全保障環境が、冷戦終結後 10 年以上経過し、日本に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているとしながらも、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や、平和と安全に与える多様な事態への対応等は課題であるとして、有事に備える基本的な法体系が整備されたものと認識しているところでございます。

私といたしましては、そのような事態とならないよう、平和的な外交手段により、各国との理解を深め、平和な国際社会を築くことが一番大切なことであると考えているところでございます。

次に、パークゴルフ場の使用料についてありますが、パークゴルフ場の料金設定にあたっては、交流のまちづくりを進める上で、交流拠点施設とともに市民はもちろん、市外からの多くの皆さんに利用していただき、交流を図っていただきたいと思いますと考えており、市民、市外の区分はしていないところでございます。

なお、市民愛好者へのサービスとしては、

昨年も実施しましたが、市民の皆さんが参加する大会での料金の減免を考えているほか、協会とも相談をさせていただき、多くの市民が参加できる大会を開催するなど、利用者に喜ばれる施設の運用に努めてまいりたいと考えております。

なお、市民バスの運行時刻については、市民部長から答弁をさせていただきます。

●市民部長三谷純一君 市民バスの運行時刻につきましては、私からご答弁させていただきます。

市民バスの運行時刻についてありますが、時刻の設定につきましては、ダイヤ改正にあたりまして、利用者の利便性を図る観点から、利用される皆様方のご意見を参考とさせていただきながら運行に努めているところでございます。

今後、アンケート等で、利用される時間帯などのニーズを把握することとしてございます。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、卒業式・入学式における国旗・国歌の実施についてであります。義務教育は公教育として、全国的に一定の教育水準を確保し、平等に教育を受ける機会を国民に保障することなどが求められております。

そのため、小中学校教育の目的や目標を達成するために各学校で編成する教育課程は、学校教育法施行規則に基づき、法規的性格を有する学習指導要領にのっとり編成、実施されるものであります。

学習指導要領による国旗・国歌の指導は、教育基本法による人格の完成をめざし、平和

的国家及び社会の構成者としての国民を形成するために必要な基礎的資質を身につけさせることを目的としているものであります。

美唄市教育委員会といたしましては、教育委員会の職務権限として、教育課程の編成について、指導・助言を行う立場にあると考えておりますことから、最高裁判決からも法的拘束力を持つとされる学習指導要領に基づき、国旗・国歌の指導が適切に行われるよう指導しているところであります。

また、学校の管理権限は、法令上、その設置者である教育委員会が有しており、校長は、学校における管理責任者として、教育委員会の管理のもとに学校運営にあたることとなり、校長は、学校長として学校運営に必要な一切の権限と責任を、学校教育法上持つものとされております。

国旗・国歌の指導は、あくまでも教育指導上の課題として、校長、教頭が指導を進めていくものであり、児童生徒の内心にまで立ち至って強制するものではないと考えます。

いずれにいたしましても、各学校において、学習指導要領に基づき、国旗・国歌の指導が適切に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政執行方針についてですが、初めに、地域に信頼される学校づくりについてですが、学校における教育活動は、家庭や地域に十分な説明がなされ、理解と評価を得た中で生まれる信頼関係をもってはじめて、学校教育の趣旨の実現が図られるものと考えております。

このことから、学校は、積極的に地域に情報発信することはもとより、地域コミュニテ

ィの拠点としての役割を担っていくことが重要であると思っております。

現在、各学校では、学校評議員等の意見を生かし、地域参観日を設定したり、学校だよりを地域全戸に配布するなどの取り組みを行い、信頼される学校づくりに努めているところでございます。

次に、学習指導要領についてであります。子どもたちに基礎・基本や学ぶ意欲、自ら考え主体的に判断する力などの確かな学力を定着させることは、学校教育活動の大きな柱であります。

このため、本年度から、市内小中学校で一斉に「標準学力検査」を実施し、一人ひとりの学習状況を的確に把握するとともに、指導方法や指導体制の工夫改善が図られるよう努めてまいります。

また、そこから得られた到達度・理解度等のデータに基づき、少人数指導や習熟度別指導等の有効な指導方法を活用し、個に応じた指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ALTの小学校における活用状況についてですが、昨年4月から本年2月末現在、5校で53日間、61時間となっております。

実施校では、総合的な学習の時間における国際理解教育の一環として、小学校段階にふさわしい歌・ゲーム・簡単なあいさつ等の体験的な活動を取り入れ、外国語になれ親しませることや、外国の生活・文化に触れ、興味・関心を持たせることなど、動機付けを重視した目的で活用しているところでございます。

今後も、中学校における活用を基本としな

がら、引き続き小学校でALTを効果的に活用する意識の普及・高揚を図り、活用の拡充に努めてまいります。

次に、「生徒指導総合連携事業」についてですが、今日、児童生徒の問題行動は多様化、複合化が進むとともに、いわゆる普通の子どもが重大な事件を起す「いきなり型」の非行が現出するなど、一層深刻な状況となっております。

この事業は、これらの生徒指導における今日的課題に対応するため、各学校や関係機関との連携のもと、地域ネットワークを構築し、本市における生徒指導上の諸課題について、基礎的な調査、分析及び実践的な活動を実施するものであります。

次に、教職員研修についてですが、直接学校教育に携わる教師の果たす役割は極めて大きいことから、教職員の資質向上を図るための研修活動は非常に重要なことだと考えております。

教職員が共同して取り組む校内研修の充実を図るとともに、各種研修会等への積極的な参加を奨励するなど、研修の充実に努めてまいります。

また、各学校において、教職員の自主性・主体性が尊重された形で研修が受けられるよう、日常的な教職員相互の理解と、協力による環境づくりについても指導助言しながら、研修機会の確保と提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、アルテピアッツァ美唄についてですが、平成18年度建設予定の体験工房につきましては、「芸術文化交流施設」に学習施設としての機能を加えることにより、さらに

施設の充実を図り、幅広い地域間交流の利用に供するとともに、訪れる方々の憩いの場としての休憩コーナーを配置し、利用者へのサービス向上を目的としているものでございます。

施設概要といたしましては、工房室、喫茶室、男女及び多目的トイレなど、約234平米を予定しております。

また、具体的な活用方法といたしましては、市民サークル活動の場や、市内小中学校の授業、クラブ活動、あるいは近隣大学の講義の場などを考えております。

アルテピアッツァ美唄は、第2期整備計画に基づき、財政状況を勘案しながら段階的に整備を行ってまいりたいと考えておりますが、自然と彫刻が一体となって作り出された環境に、道内外から高い評価を受けており、体験工房を建設することにより、更に多くの来訪者の増加につながるものと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 国民保護法のことと教育行政について、再質問をいたします。

ただいま市長から、外交によって平和な社会をつくっていくというのが基本だというご答弁をいただきまして、これはまったくそのとおりでございまして、機会をとらえてそういう考え方をぜひ広めていただければというふうに思います。

事が起こるのを恐れて、構えて、小泉さんの言葉で言えば備えですか、備えを固める固めるという考え方で行くということは、そのうちに備えたものを使わなければならないというような考え方になる、そういう危険な状

況も起こるように聞きますので、ぜひその平和憲法を生かすというそういう考え方を、お進めをいただきたいと思えます。

ただ、現実に国民保護法ができて、これが自治体に具体的な行動を求め、それが市民1人ひとりの協力も求めるということになるようでございます。

60年間、平和そのもので暮らしてきた市民が、戦時を考えて行動する、それが日常になるというようなことなどは、やっぱりあるべきではないというふうに私は思うわけです。

市長として、この問題にどんな姿勢で向かわれるのか、そのことをお伺いをいたします。

それから、教育行政についてであります、卒業式の日丸・君が代の扱いの問題については、ただいま教育長から答弁いただきましたけれども、具体的にお尋ねをした部分は答弁をいただけなかったなというふうに思うんですけれども、お答えいただいた中に、考えを含めておられるんだらうというふうに受けとめます。

ただ、植民地時代についていえば、これは公民化教育と言いますね、天皇の臣民としての教育、これが、かなり徹底して行われたということで、その中で、日丸や君が代が随分徹底して使われたというふうに、私は理解をしております。

それから、現憲法下での君が代の問題については、これは前にも議論をしたことがございますから重ねることはしないということにいたしますが、やはり主権者は国民であるという憲法下で、天皇をたたえる歌というふうに考えられる中身はふさわしいものではないというふうに、私は考えております。

さて、その次の、国旗・国歌法成立のときの国会議論の問題ですが、当時、総理大臣は小渕さんでありました。

小渕さんは、衆議院本会議でこんなふうに言っています。

「政府としては、今回の法制化にあたり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生ずることはない」。これは6月29日ですね。

これを補足する形で、当時の官房長官は野中さんでしたけれども、こう言っています。

「法制化に伴い、国旗に対する尊重規定や侮辱罪を創設することは考えていない。国民生活等における変化に関しては、法制化にあたり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うことは考えておらず、したがって、国旗の運用に変更が生ずることにはならない」と、これが同じ場での答弁です。

そして、さらに、教育現場については総理大臣がこう言っています。

「慣習であるものを成文法としてより明確に位置付けるものであり、これによって、学校教育においても、国旗・国歌に対する正しい理解がさらに進むものと考えている。また、法制化に伴い、学校教育における国旗・国歌の指導に関する取り扱いを変えるものでないと考えており、今後とも、各学校における適切な指導を期待する」。同じ6月29日の衆議院本会議です、これは。

この小渕総理の答弁の中では、「国旗・国歌に対する理解が進むものと考えます」ということを述べています。

それから、いま申し上げた最後のところで、

「各学校における適切な指導を期待します」ということを、総理として述べているということで、「期待します」とか「期待する」とかいうのは、「やれ」という中身を示すものではないと、そういう意味ではないというふうに私は考えますね。

それから、当時、文部大臣をやっていたのは有馬さんという人でした。

この人は、これは学校の教員について、こんなふうに答弁をしていますね。

その人が最終的に内心の自由でしないということは、それはやむを得ないと思いますけれど、しかしながら、教育をする人間としての義務は果たさなければいけない。そういう問題が私はあると思うんですね。ですから、その人に本当に内心の自由で嫌だと言っていることを無理やりする、口をこじあけてでもやるとかよく話がありますが、それは、子どもたちに対しても教えていませんし、例えば教員に対しても、無理やりに口をこじあける、これは許されないと思います。しかし、制約と申し上げているのは、内心の自由であることをしたくない教員が、他の人にも自分はこうだということを押し付けて、他の人にまでいろいろなことを干渉するということは許されないという意味で、合理的な範囲でということを上げているのです。

これは、文教委員会の中で文部大臣が出した答弁ですね。

それから、学校の中の問題については、これも有馬文部大臣ですけれども、「学校は、日ごろから、職員会議等の場を通じまして、教員との間で国旗・国歌の指導や意義等につきまして、意思疎通あるいは共通理解を図るよ

うに努めて、全教員が一致協力して国旗・国歌の指導を行うような学校運営上の配慮を行うことが何よりも大切でございます」と、こういう答弁をしています。

子どもについての答弁もあるんですけども、子どもはどんな行動をとったにしても、子どもに不利益が及ぶようなことは当然だめだし、それから、心理的な強制力が働くような指導は絶対にあってはならないと、これは政府委員であった御手洗さんという人が答弁をしております。こういうやり取りがあったということでもあります。

そして、ただいま教育長から答弁をいただいたわけでもありますけれども、学習指導要領が法規的性格を有するというふうにお話ございましたけれども、それから、答弁の中で、「最高裁判決からも」という言葉がありました。

これにつきましては、学習指導要領について、最高裁が判断を下したというのは、旭川学テ事件なんですね。

これは、何年か前にもちょっと、質問の中で取り上げたことがございますけれども、当時の学習指導要領と現在の学習指導要領は内容が変わっております。

当時は、大綱的基準として、いろいろ枠ははめられるけれども一応認められるということで、その当時の学習指導要領については、これを是としたわけです。そういう判断を下しております。

現在は、国旗を掲げ国歌を歌う者とする、それを指導する者とするというふうに変ったわけですね。これを指導する者とするというふうに変ったわけですね。これは、当然、当時最高裁

が大綱的基準であるための条件というのにあてはめると、これ当てはまらないことになってしまうというふうに思います。

ですから、最高裁判断が現在の学習指導要領にもあてはまるというふうにお考えになるのは、私は誤りだというふうに思います。

最近の学習指導要領についての判断というのは、昨年の4月に、北九州市の教職員が卒業式で、入学式で立たなかったために懲戒処分を受けて、裁判をやっている、昨年の4月に、福岡地裁が判決を出しました。

この中で、こういうふうに裁判官は述べています。

卒業式等において、国歌を斉唱するよう指導する者とする旨の定めは、特定の行事を指定して指導方法を定める細目的事項に関する定めであり、大綱的規準とは言いがたい。したがって、校長が卒業式等において、国歌斉唱を実施し、各教員がこれを指導しなければならないという義務を負わせる、拘束力を持つものと解することはできないということで、懲戒処分の取り消しを裁判所は判断したんです。これは、現行の学習指導要領についての裁判所の判断ということになります。

ですから、旭川学テ事件のときの内容と変わっているということの認識を、ぜひお持ちいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中で、国旗・国歌の指導は、教育基本法による人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の構成者としての国民を育成するというお話されましたけれども、これは、教育基本法第1条の文言を使われたというふうに思います。

この後に、第1条では、「人格の完成をめざ

し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成」というふうにあるわけです。

ですから、「真理と正義を愛し」、それから「個人の価値をたつとび」とこういう部分でいえば憲法19条とか、そういう中身についてやはり、大事にする考え方が盛り込まれているわけでありまして、教育長はそういうふうにとられないかもしれませんが、私は、君が代を強制するというような形で、卒業式の中に取り込むということを、教育基本法の考え方と結びつけてお話されるのには無理があるのではないかというふうに思います。

教育基本法の考え方はそういうものではない、もっと、例えば子ども個々の考え方を大事にするということだと思います。

前にも申し上げましたが、個々の子どもを大事にする教育を行うためには、教師個々がこれは大事にされなければならない、やはりそこで思想信条の自由というものが守られなければならない、子どもの思想信条を守る教育が、私はできないと。

ですから、学校というものは、学校全体がどういう考え方に立つかということが非常に大事なものだというふうに思います。

それから、教育委員会は管理権限を持っているということで、これはそのとおりだと思います。

ただ、教育の内容にわたって、私は、卒業式とか入学式というのは、教育の中身だというふうに判断をしておりますから、で、教育の内容にわたっては、教育行政が、端的に言

えば、口を出すというのは適当ではないというふうに思います。これは、教育基本法 10 条の中身からして、適切な判断ではないというふうに思います。

そして、学校長がその一切の権限と責任でやるんですということですが、これも学校教育法 28 条で、校長は校務をつかさどる、教諭は教育をつかさどるというふうにあるわけです。

ですから、校長は校務だと、校務というのは、学校運営上必要な事項ということになります。教育の中身については、これは別に分けてあるわけです。

戦争中にできた国民学校令の場合は、「訓導は校長の命を受け教育をつかさどる」とあったわけですし、その反省に立って、校長の仕事と教員の仕事とを厳密に、現行の学校教育法は分けているわけですから、まとめて校長が権限を持ってそれを行うとするという考え方には、私は賛成できないんですね。そんなことで、君が代の強制、これにはやはり無理があるというふうに思います。

ですから、その強制にわたらないように、十分にそれぞれの学校の中で検討、話し合いをされて、よりよい卒業式をつくるためにどうするのがいいのかということで、学校の中で意見が一致したところで、私は、卒業式ができ上がると、そのことが 6 年間、あるいは 3 年間、子どもたちが素敵な思い出を胸に学び舎を後にできる、そういう卒業式にする方法だなというふうに思うわけです。

ですから、ぜひそのような考え方にお立ちいただければ一番いいのではないかとこのように思います。

それから、あと教育行政執行方針のところちょっと、2 つほど、もう一度お尋ねをしますが、標準学力検査のことです。

考え方は先ほどご答弁をいただきましたけれども、これは、同僚議員の質問等でも説明をされておりますから、私の理解としては、市内の全小中学校で、学年もそろえて、そしてテストを実施するということだと思っております。そして、美唄の子どもたちの状況を、教育委員会として把握をしたいということだと思っております。

そのことが教育委員会として必要だという判断をされたということについて、異議を挟むものではありません。ただ、これらの実施については、学校との協議といいますか、そういうものをしっかりやっていただいて、十分有効なものになるようにぜひお願いをしたいと思うわけです。

こういうことを申し上げますのは、過去に、全国一斉学力テストというのがありまして、これは昭和 30 年代です、文部省学テというふうに言われるもので、先ほどの最高裁判決の旭川学テ事件というのは、その関係で裁判になったものなんです。

これは、やはりまちとまちの競争とか、学校と学校の競争とか、点数を上げるために、いわば血眼になるというそういう弊害が全国的に発生をいたしました。結局、いろんなことが学校の中で起こるんです。ついに、指導している担任教師が、点数が悪ければ責任を感じなければならないみたいになってしまっていて、そうすると、極端な話「誰々君、あした休みなさい」みたいなそういう話が出てくる。

いま、最近もあるそうです、これは。学校

選択制をやっている地域で、学校が何を売り物にするかということで、ちょっと話は筋がそれますけれども、学力を売り物にする学校の場合には、やはり全校の平均点というのが非常に大事だと、そうしたら「僕がみんなの平均点を下げてすみません」といって頭を下げる子どもがいたりというような、これは最近の例です。出てくるんです。

だから、何でも極端になってしまうと大変なわけですし、点数競争みたいなそういうものには使うお考えはないと思います、先ほどの説明で言えば、だけれども、数字ができ上がってしまうとそれがひとり歩きするというような恐れもあるわけですし、その辺を十分にお考えいただければというふうに思います。

もし、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、教職員研修ですが、豊かな心をはぐくむ教育のところでお尋ねをした生徒指導総合連携事業ともちょっとかかわるかもしれませんが、ちょっとこれは研修とは違うんでしょうけれども、やはり先生方には研修をしっかりやってほしいと、そして、子どもたちによりよい教育ができるように力をつけてもらいたいというのは、これは共通の願いだというふうに思います。

ただ、前にも何回か申し上げていますが、学校現場は大変多忙でして、教師に時間的ゆとりがなかなかないという状況があります。それが、いわば研修をしなければならない、しなければならないというような形で持っていくということになると、気持ちにゆとりがないまま研修に参加しなければならない、それから出ることになるとすると、これ

は夏・冬休み等であれば、学校のことは余り心配しなくてもいいですけども、子どもがいる期間であれば、学校のことも心配しなきゃならんという問題もあります。ゆとりを持って研修に参加できるような体制というものを、ぜひお考えいただきたいというふうに思うんです。

空知教育局の、ことしのフェニックスプランというものがあります。平成17年がスタートですか、17、18、19と3カ年で、管内の全部の小中学校にSSスクールをやってもらおうというそういう中身ですよ。

これは、プランをちょっと見ましたけれども、なかなか大変なものだと思います。そして、研修して、研究して、それを管内に発信しなさいという中身です。全部報告を出していかなければならない、そういうことがいわば、もし義務付けられていく形で行われるとしたら、これは相当な負担だなというふうに思います。

ですから、研修をやられるというのは結構だけれども、ぜひそういう、ねばならない、ねばならないという、そういう形にならないように、ぜひ実のある、そして子どもたちに、さっき申し上げたように、還元できる中身を学校に持ち帰れると、そういう研修にぜひしていただくように、教育委員会としても十分ご配慮いただければと思うわけですけども、いかがでありましょうか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

国民保護法についてであります。国民保護計画の策定にあたりましては、法令や国の

指針、北海道国民保護計画を踏まえるとともに、地域の自主性や実情に応じたものとなるよう、また、市の責務や役割なども含め、市民の皆さんの理解と協力が得られるものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、学習指導要領につきましてですが、学習指導要領は学校教育法の施行規則に基づきまして、法規的性格を有するものであるということ、全国どこの学校でも指導すべき最低限の基準を定めて公示されているものでありまして、子どもの学習権を保障する上でも、すべての内容を指導すべきものであると、このように考えております。

卒業式や入学式などの儀式的行事は、児童生徒にとりまして、学校生活に有意義な変化や折り目をつけるために、教職員や保護者と心を1つにして、厳粛で清新な雰囲気の中で、この学習指導に基づいて適切に実施されることが重要であります。

いま、国際化が進展する中で、児童生徒が我が国の国旗及び国歌の意義を理解し、諸外国の国旗及び国歌を含めてこれらを尊重する態度を身につけるためにも、各学校におきましては、国旗・国歌に関する指導の充実を図ることは必要なことと考えております。

また、国歌を斉唱する際には、国歌を尊重する態度で臨むこと、とりわけ、儀式的行事に望む態度として、国歌斉唱時には起立することが望ましい、このように考えているところでありまして、今後もその指導の徹底に努めてまいりたいと、このように考えていると

ころでございます。

それから、次の標準学力検査についてでありますけれども、この検査の実施にあたっての趣旨は、あくまでも指導方法の工夫改善に向けた児童生徒の学習状況の実態の把握であります。

「個に応じた指導」を充実させ、確かな学力を育成するためには、一人ひとりの学習状況を的確に把握することが前提であります。その実態に基づいて指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが重要であるところのように考えております。

検査結果につきましては、学校間や教師間に、この検査結果のみによる過剰な競争や序列化を生まないように慎重に扱い、本来の趣旨が生かされるように努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員研修についてであります。わかる授業を構築する、児童の理解を深めるなどの教育課題に適切に対応し、より豊かな学校教育を実現させるためには、教職員の専門性を高め、資質向上を図る研修活動は重要なことでもあります。

開かれた研修、主体的で積極的な研修を推進するためには、教職員が自ら意識を高め、日常的な教職員相互の理解と協力による環境づくりが必要なことから、各学校では、その体制づくりが推進されるように、私どもとしては努めてまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 1点だけ、もう一度お願いします。

学習指導要領についての考え方は、理解の

仕方が違うということで押さえるしかないなというふうに思うわけです。

ただ、いまいただいた答弁で、儀式的行事であると、学校生活に意義のある折り目をつけるということですか、それから、厳粛な雰囲気の中でとかお話がありました。

これは、私は、確かに儀式的行事という言い方をするんですけども、儀式儀式というものにこだわる中身かなと、卒業式というものは、あるいは入学式というものは。そのことに多分に疑問を感じます。

特に、こういう事態といいますか、私の受けとめ方でいけば、強制にわたる君が代の斉唱というようなものが卒業式の中に取り入れられるというような事態になってきたときに、果たして、確かに君が代は厳粛な空気、雰囲気の中で歌われるということが、あの歌にはふさわしいんだというふうに思いますね、にこにこにぎやかに楽しく、少々外れる子どもがいてもいいしというような、そういうような空気の中で歌うのに適切な歌ではないと思います。

ですから、どうしてもやはり儀式的な空気の中でということになるかもしれませんが、これは、よくよく考えてみる必要があるのではないかなというふうに思いますね。

そして、学校という場に儀式というものが取り入れられた歴史的な経過というものもあるわけですし、これは、申し上げるのをもうやめますけれども、それは、やはり君が代の歌詞ですか、それから、かつて学校にはご真影があり、そして勅語を納めるということで、ご真影や勅語を入れるための奉安殿というのがれんが造りで、私の小学校にはありま

した。そして、いまで言うと体育館ですね、体育館のそのステージの後ろには、いわゆる儀式のときに勅語を納めるというための入れる場所がつくられてありました。ですから、いまも壇上に上がったときに、壇上背後の中央に向かって礼をされる方がおりますけれども、これは、陛下のご真影及び勅語に対して礼をするとこういう意味合いです。ですから、そういうものがずっと尾を引いてきているということだというふうに思うんです。ですから、儀式というものに余りこだわるべきではないなということを思います。

そして、教育長のいまの答弁で、国歌を斉唱する際には、国歌を尊重する態度で臨んでもらいたいという言葉がありました。これは、昨年までの答弁にはなかった中身でありまして、これ一步進んだのかなという。

前に、北九州の話をしたときに、「心を込めて歌え」。4点セットというものがあるんですけど、その中の1つに、「国歌は心を込めて歌え」というのがあるんです。それに反すると罰せられるんです。心がこもっているかどうかなんていうのはどうやって見るわけ、漫画だと思うんですけども、でも、北九州市では真面目にやっているんでしょうね、それは。

だんだんそういうものに近づいていくのかなという、そういう感じがいたしまして、ちょっと怖いような気がしますね、教育長の顔が怖いわけじゃないんですけども、いまのような答弁はちょっとただけでないなというのが率直な感じなんですけれども、いかがでしょうか。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 お答えを申し上げます。

国歌斉唱時の起立ということでございますけれども、これは儀式的行事ということで、子どもたちの大きな節目のときに、子どもたち、先生、そして保護者、地域の方と、先ほども申し上げましたけれども、心を1つにして祝うということの、本当のみんなの心をやはり1つにするためには、やはりそういった態度で臨むことが私どもふさわしいと考えております。

これは、何とかそういったことで、子どもたちを祝ってやるという姿勢で締めたい、やりたいという形でかねがね、これは学校の先生方にも指導してきたところでございますけれども。

確かに先生方、いろいろお考え方もおありのことでしょう、ただ、私どもは、やはりそういった、先ほどから学習指導要領の話もしておりますけれども、そういったことの中で、やはり公務員としての職務ということも、やはり考えていかなければならないのかなとこんなふうに考えております。

いずれにしても、卒業式・入学式というのは年に1回のことでございます。このときにやはり学校、地域のつながり、本当にそういったことでふさわしい姿勢を皆にとってもらいたいと、もうそれしか私どもございません。

●議長長岡正勝君 午後1時10分まで休憩いたします。

午前12時10分 休憩

午後1時10分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一般質問を続けます。

19番 萩原光雄議員。

●19番 萩原光雄議員（登壇） 私は、大綱2点について、市長に伺います。

その第1は、美唄市地域経済についてであります。このことについては、私自身、ライフワークの1つとして、滝市政以来今日まで、数多くこの場で取り上げてきました。

したがって、私なりのこの問題に対する認識や、そして、また問題意識は改めてここで繰り返すことを省きます。

現市長、桜井市長が誕生してからも、平成16年第4回定例会、昨年の平成17年第1回定例会でもこの問題について取り上げてきました。今回は3回目であります。

今日まで、この問題等については、国が示すマクロ経済の経済指標などで全体的な状況は、抽象的ではありますが一定程度押さえることはできてきました。

しかし、美唄市の地域社会に限定をした、いわゆる地域のミクロ経済の構造分析は、その手法などが困難として、いつまでたってもこのことについて果敢にチャレンジしていく姿勢が見られませんでした。

具体的には、私なりにさまざまな提案をしてきましたが、非常に難しい、困難だという理由の連続でした。

しかし、現況において、国と地方の経済格差が全国的に明確になってきた事実を前にして、国は昨年、平成17年1月になりますが、経済産業省地域産業グループが地域経済構造の分析の手引き、これが地域経済産業政策の企画や立案に役立つという副題のもとに発行

されました。

そして2000年、国勢調査のデータをもとにして、美唄市の平成16年版の経済分析が行われました。

これは、昨年の第1回定例会でも取り上げましたが、若干内容について触れます。

美唄都市圏のポイントとして、まず、現状認識として、1つ、人口、2つ、雇用・所得、これらをまずまとめております。

それから、大項目の2つ目には、分析。これは6つの視点で実態把握をしております。

視点の1は、住民生活を直接的に支えている産業は何か。視点の2は、域外市場産業として、域外マネーを獲得している産業は何か。視点3、各産業で生み出された付加価値は、域内に落ちているか。視点の4、域外市場産業は持続的・安定的か。視点の5、消費は域内で行われているか。視点の6、再投資は域内で行われているか。これらの6視点から、実態把握についてまとめております。

そして、大項目の3として、各産業について。

1つ、農林水産業。2つに、製造業。3つに、商業・サービス業。4つに、建設業。これらについての現状の評価と課題、そして、地域における産業振興策の重点及び現状、及び評価といった項目で構成されております。

この中から、私は、昨年3月に定例会で取り上げて、市長に答弁はありました。市長もこの答弁の内容は、これらを中心にしてご答弁をいただきました。

私もこの資料を入手しておりましたから、その再質問で、その後の自賄い資料づくり、分析、補強、更にはよりリアルタイムに現状

を押さえる必要性を、市長に正したところでもあります。

事実、経済産業省、地域経済産業審議官の薦田泰久氏は、この手引きのはじめの言葉として、この目的や意図を述べながら、これは初めての試みであることを述べております。

そして、最後の言葉として、「このたびお示しする分析の枠組みは、完成品ではないと思っています。今後、各地において活用いただき、その結果、ご意見をフィードバックしていただき、よりよいものに進化させていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひします」という、謙虚に締めております。

したがって、美唄市もこのマニュアルに従いながら、自覚的取り組み、そして即時性の確保、これらについて、市長は、先ほど私が申し上げましたが、その必要性と重要性を私の考え方に同意をされました。

したがって、ちょうど1年たちました。この1年間、これらをもとに追跡をし、1つは、経済産業省でつくったのが16年版でありますから、それをこういうふうな形でつくってみてはどうですかというマニュアルですから、これの追跡・分析は、言われているように自らやらなければなりません。このことについて、どうされたかお伺いをいたします。

そして、さらには、この分析結果によって、美唄市がめざすべき産業構造とはどういう方向性か、ちょうど第5期美唄市総合計画の後期計画を策定中でありました。この後期計画にどう反映し、一定の地域の実情と整合性を図られているかお答えください。

大綱の第2は、美唄市の人口確保維持対策についてであります。

昭和 30 年代前半から人口が減り続けている美唄市は、過疎のまちということで、美唄は、美唄だけにとどまりませんが、全体として人口が減ることは仕方がないというなれっ子になっている印象が強いと思います。

しかし、国自体が、人口減少社会となるというこのことは、これまでの人口増を前提として進めてきた官民の社会資本の整備や、あるいは食糧確保、製造業の発展・振興、物販等の流通改革など、これらについて、これは人口増を前提とした考え方で進めてきましたから、人口減社会を迎えた場合、根本的な発想転換が始まっているべきと考えております。種々、いろんな形で出ている問題が、私たちは実感できると思っております。

美唄市は自立の旗を掲げて、可能な限り渾身の努力を確保したまちとして、人口問題について、全市的な意識改革、あるいは認識の統一が必要ではないかと思われま。

今日までも長い時間かけて、人口減を食い止めるため各般にわたる美唄市の官民の努力は重ねてきましたが、行政は縦割りの政策及び施策の範囲から脱しきれず、民間は受身スタイル、もしくは官依存の体質が今日に至るも抜けがたい体質が残っていることを否定できないと考えます。

今日の少子高齢化時代に対する子育て面や、高齢者及び障がい者等の行政サービスは、前市長井坂氏の努力もあって、美唄は全道的に各市町村からも一定の評価を勝ち取っています。

さらには、若者定住策として、南空知広域圏事業としてアルテピアッツァ美唄、あるいはスポレクの里の核として、ゆ〜りん館など

個別政策は、それぞれ進めましたが、これが人口確保という大きなものに向かった戦術配置として実施されてきたという側面を、意識的にはその部分が欠けていたと思います。

すなわち、自立に向かうとき、一定の人口確保は至上命題とする戦略的思考の意思統一をしなければならない、その考え方で、いろいろな具体的な政策や施策を組み立てられるべきではなかったかということに、私自身は反省をしております。

出生率の上昇、子育て、ニーズにあった定住策や移住策、これらの徹底した議論を深めるべきであります。

更には、流動人口の入り込みに対する市民的価値観としてどういう行動をすべきか、人口減少国日本として、国の形も変わるのは必定と考えるとき、美唄は美唄なりの人口確保・維持の、先ほど申し上げた大戦略をテーマにして具体的な施策に取り組むと同時に、人口減少化における地域経営はどうすべきか、新たな情報入手などに努めながら、美唄らしい知恵とオリジナリティーを発揮すべきかと思っております。

このことについて、市長の見解を問うものです。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済構造分析のその後の追跡調査についてであります。地域経済をこれからも持続的に維持・拡大し、地域における生活水準を向上させていくためには、地域を支える産業などの経済活動を確保することが重要な課題であり、地域経済の構造や課題、

地域資源の分析・把握は必要不可欠であります。

これまで、経済産業省がまとめた地域経済構造分析に加え、国の商業統計調査や道の経済調査分析、市が行いました経営動向調査、労働基本調査などをもとに、地域経済の状況把握に努めてきたところではありますが、経済産業省の分析手法による本市の経済分析につきましては、平成17年度に実施された国勢調査の最終報告が、現時点ではことしの秋以降と聞いておりますので、それまでの間、全庁的に把握している関係する基礎データなどの情報収集に努め、最終報告の結果を待って実施したいと考えているところでございます。

次に、めざすべき産業構造等についてであります。既存の統計調査などにおける現状分析では、産業分類別の従業員数は、サービス業が全産業の3割を占め、続いて農業、卸小売業、建設業、製造業の順となっており、サービス業の中でも特に保険、福祉、医療関係は、少子高齢化の進む本市において、今後需要の拡大が予測されます。

一方で、小売業関係は、人口の減少や近隣地区への大型店の進出により、消費購買力の流出も商業統計調査による推計では32.5%と高く、厳しい環境となっているほか、製造業においては、特にプラスチック関係は、原油の高騰などによる外的な環境変化に影響され、価格競争や品質保持に創意工夫が求められております。

農業においては、米価の下落による所得低下や、後継者不足など、今後、ますます厳しい状況になることから、新たな高付加価値農産物への取り組みや、加工製品などによる消

費拡大など、産業間の連携強化が重要となってまいります。

また、建設業関係においては、公共事業の縮減などに伴い、新たな分野への進出により、経営の安定化を図る動きも出はじめております。

いずれにいたしましても、依然として厳しい経済状況が続いておりますが、自立していく本市にとって、経済を支えている各産業の経済活動の活性化は大変重要な課題であります。

このため、後期基本計画におきましては、これらの状況を踏まえ、「経済振興」を重点施策に加え、農業を中心とした産業間の連携による地域内循環型経済の構築をめざし、安全・安心な農産物生産による消費者に信頼される産地づくりや、地場産業の振興、さらには新産業の創出や中心市街地活性化の推進など、市内経済の再生に向け取り組んでいくこととしております。

次に、少子化対策、定住・移住及び流動人口の入り込み対策についてであります。市としましては、これまでも、21世紀まちづくりプランに基づき、「福祉・環境・交流」を重点方向として、公営住宅の建て替えや駅周辺の整備などの「都市基盤整備」をはじめ、ピパの湯ゆ〜りん館やアルテピアッツァ美唄などの「交流基盤整備」、雪蔵工房などの「産業基盤整備」、さらには少子高齢化に向けた「福祉基盤整備」など、ハード・ソフト両面にわたって、民間活力との連携のもとにさまざまな施策を講じてきたところではありますが、依然として人口の減少に歯どめがかからない状況にあります。

一方、全国的には少子高齢化が急速に進行する中、昨年、はじめて人口が減少に転じるなど新たな時代のもとで、今後の地域経営は一層厳しい局面に直面することが、国の調査機関の報告においても予想されております。

このような中で、自立をめざす本市にとりまして、地方分権のもとでの基礎的自治体として、持続的な地域経営を行っていくためには、一定の「人口の確保」を図っていくことが重要な課題であると考えております。このため、今後の21世紀まちづくりプランの推進に当たりましては、「選択と集中」による地域経営という視点から、地域経済への波及効果の高い産業、競争力のある域外市場産業の重点的振興をはじめ、少子高齢社会に対応した域内市場産業の育成、さらには都市機能の集約化・合理化などによる都市構造の再構築などにより、持続的・自立的な地域経済、社会の実現をめざすほか、広域連合等を活用した公的サービス、公共インフラの広域的連携など、経済・社会圏を構成する市町村と協働した取り組みを行うことが必要であり、このような観点から、施策を総合的かつ計画的に推進していくことが人口の確保につながるようになると考えております。

いずれにいたしましても、今後の地域経営におきましては、地域経済の構造分析や人口の推移など、本市の現状と課題を的確に把握するとともに、「人口の確保」に向けてそれぞれの部局が何をすべきかという認識を共有し、住民生活、産業活動などのさまざまな施策を地域として一体的・総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員 再質問で、まず一番はつきりさせたいことが1つあるんですがね。

昨年の3月に、適時リアルタイムに補強し、あるいは実態把握というものがより現実をあらわしているという形ということ是非常重要的だということについて、私と一致しましたね。

私は、そのときの提案として、もういまやそのために人やら何やらを確保したり、あるいは組織・機構だとか、そういうようなことをやっていたんではもう、やるようなご時勢でないから、1人が2役、3役になったとしても、少なくともこれにチャレンジをしていくという土台づくりが必要ではないかという提案をしているんですよ。

それを、私なりに、経済部所管なりどこに行くのかというようなことを調べてみますと、これ答弁のしっぱなしになっているんですよ。

ですから、せっかくそういうことの重要性を一致しながら、そして私自身、お互いに、市長自身もやろうという、これ一番最大の理由は何だったんだろうかということが、まず聞きたいことなんです。ある程度やっていくとすれば、1人は2役3役も兼ねざるを得ない場合もあると。

これは17年に、国勢調査が2005年行われて、2006年の秋口に出てくると、じゃあその結果を待ってからということよりも、いろんな既存のデータでやってきたところっていろいろあるわけでしょう。そして、例えば相互、これがそうですよね、ここにあるのがね。これが平成16年版のを経済産業省がつくってくれたんです、ここまでは。そして分析もして

くれたんでないですか。

これに対して、既存のデータの導入ができるわけでしょう、少なくとも。これは何と書いてありましたか、このフレームづくり、ずっと私も読みましたよ。だからできるんですよ、これね。

だから、そういうような行動さえしていないということが、どうなのかなということがまず1つあるわけで、この辺、率直にご答弁いただきたいと思うんですよ。

それとやっぱり、先ほども、この2点目の問題にもぶつかるんですが、どうしてもこの人口確保問題というのは、やっぱり一定のこういう生活条件なり、都市基盤なりとか経営基盤、都市を運営する基盤整備とかいろいろなものが経済と全部結びつくわけですよ。

だとすると、1点目の、その辺ちょっとはつきりさせてもらいたんだけど、私はやっぱり、1人2役、3役という話はしたけれども、及ばなかったんだろうと思うんです、実際問題として。だとすれば、ここは頭脳部分ですから、地域の経済と、もちろん産業構造も何もですよ。これ頭脳部分であって、ヘッドの部分でしょう。

昔の21省庁あったときの、霞ヶ関でいったら恐らくは経済企画庁ぐらいの仕事になるわけでしょう。いまこれ経済産業省ですよ。

やっぱり企画や立案に役立つとしてと書いてあるでしょう。そういう分析も必要だということも書いてあるわけでしょう。その分析をためだといっているわけですよ、経済産業省のこのグループは。まさに前段言った、そういうかつての役所といえば経済企画庁だったんです。

これ1回試みたんです、美唄市は。変色しましたけれどもね。こういうことが必要だろうということ、1つの組織を1回やったことがありますよ。ところが、新産業開発とかいろいろなものに変色していきましてけれどもね。これはまたやむを得ない事情があったんでしょう。商工費の中にそのまま残っていますよ、まだ。新産業開発で。

でも、いまの状態は、こういう情報収集、分析をしたりいろんな形で、例えば1つの言われて久しい知の時代なんでしょう。知恵・知識。

このヘッド部隊について、僕はやっぱり、市長の言われているこの農政部を新設というときの記事の中に、「現行の経済部を農政部と商工交流部に設け、施行する」と、そして、いうならば、この2つは、桜井市長最後に、この記事に載っている2月28日といえば、「農政部・商工交流部をまちづくりの核として機能させていきたい」とこう言っている、機構改革のところで。

それなら、商工交流部のこの経済担当のところにも、いけばいま言っている頭脳、ヘッドの部分を織り込むと、そして、そういう役割でもって、地域経済の振興策というものをつくっていくという、そういう積極策が裏についてくるぐらいな形になってこないか、この「農政部・商工交流部をまちづくりの核とする」という、言った本音が、後ほど総務委員会等でその辺のご議論は、この部の設置条例のところで行われるとは思いますがけれども、そういう意図が織り込まれて、そして有能な、皆さん有能な職員でしょうけれども、そういうようなポジショニングをやっぱりつく

っていくというくらいの問題意識を鮮明にすべきではないのかなというふうに考えるんですけれども。

ですから、最初できなかつたのが、やっぱりそういうところがあいまいだったからできなかつたのならできないと、だから今度はこういう形でもってやっていくんならやっていると、そういうやっぱり頭脳、ヘッダの部分を固めていかないと、全体的になんて押さえていかれないと思いますよ。縦割りは依然として生きていくと思いますが。

その辺に対する考え方をお聞きをいたしたいと思います。まず、それが1つ。

それから2点目で、いただきました、6日の日に。第5期後期計画ですね。

これね、92ページから97ページまでです。

経済振興部会の提言、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりということで、経済振興部会が提言をしております。

これ、ちょっと私も全部読みませんが、一定段階読みました。それで、これはもっとわかりやすくやらなかったら、これ絶対わからないですよ。

それから、97ページのこのシャープですね、これね。戦略的な美唄ビジネスモデルのこれ。これ、こんなのやってもわからないですよ、これ。わかりますか、これ全部言えるくらい。

これどっか経済学の地域経済答弁、専門家からの、図書から引っ張り出したかどうか、それを美唄にあてはめて、美唄の一部数字使っていますね。

農業者の例えばということでJAみねのぶの管轄地域47%の農業者は、後継者は不在だとか、それから、2年度の1,454戸は1,194

戸専業農家もやって、工業出荷額は282億円だと、それは214億円と。商業の年間販売額は、平成3年は455億円あったけれども、いまは315億円だと、こういうふうにしてやっています。これは既存のデータから出したと思います。美唄市統計というのは一応出していますから、あるいは商業統計も3年に1回ですか、工業統計もそうですか。農業センサスも3年に1度だったろうか。

指定統計やら何やら全部集めますと、美唄市統計がつくっていますよね。ですが、一言で言いますと、市長、地域型循環経済社会、経済の地域型循環社会に非常に共通されているでしょう。これは内需なんです。美唄市のフロー経済全体として動いている金額というのは、大体500億円から600億円ぐらいじゃないですか。全体として動いているのは。フローでは。ストックはどういう形なのか、これさまざまな資産も見なきゃいけないし、社会資本も見なきゃいけないけれども。貯蓄だとか、債権だとか、いろいろな形になっているストックの部分はちょっとまたわかりませんが、これでは美唄の経済やっつけられないんじゃないですか。

視点で言われていった、域内では域内経済を支えているのは何なのか、域外に行っているのは何なのか、そして域外の相手としている市場は、持続的に安定的か、一言で言って内需と外需とこの2つの組み合わせでもって地域が生きる道をつくり上げなきゃならないよということなんです。それが、これを、この5期計画でわかりやすいことをかちっと述べないで、こんなこと書かれたってわからないですよ。一言で言ってそうでしょう。地

域型循環型という内需です。それから貿易ですよ。よその市場に売り込んでいかなければならないんですよ。

ところが、美唄市というのは素材が少ないでしょう。例えば、それなりに、例えば美唄工作所や竹内製作所だとかいろいろなところやなんかもいろいろ努力してやって、金型だとかいろいろなことをやって、新日鉄と手を組んでやっていますよね。ところが、素材も買い入れでしょう。生産性の上がる素材産業ないでしょう。あるのたった一つ、農地ですよ。

先ほど畑が四百何ヘクタール、それから田んぼが八千何百ヘクタールといったら、約その九千、1億を超えた、生産性を上げる資源は農地だけ、したがって農業。したがって農業は基幹産業。生産高でいったら農業なんてずっと下ですよ。さっき言った順位もこれでしょう。

で、ここから、農産物でもってどうやって付加価値を立てるなり、外の域外に出して、そして安定した市場をつかって、そして、そこからちゃんと外側から資金を買う、いうならば収益を得て、そして美唄の中で所得を上げていくと。そして、それが今度、市内の循環型経済にもまた還流して動き出すと、お足が。

それにくつつくものが何があるのかということ、農業以外に何があるのかということ、こう考えていくことが1つでしょう。そして内需はどのくらいか、そして貿易として外へ出していくのはどうだと。何でもかんでもこっちでこう売り物をつくるために買うと、やっていたら、それこそ輸入超過だから支払超過になるわけでしょう。入超、入超という

ことであれば。輸出を超過させて、輸出を多くして外貨を稼ぐという形でいくことをめざすわけでしょう。

その2つのことを基本にして、内需でもって付加価値つくるために工業と手をつないだり、あるいはクラスターという問題に手を詰めてみたり、そういうことがどうやって行われるかという問題でしょう。そして、そのことが地産地消で、まさに市民全部が指示をし、盛り上げていって、つくり上げていって、そして自信を持って外へ出していって、お得意さんがつくれるという形を持っていくということなんでしょう。

だから、域内循環型のことを強調、経済を強調されますけれど、それは内需の問題ですよ。そういうことを本気になって考えていくという形であれば前段の話に戻るんです。そういう頭脳、ヘッダの改正というのが必要ではないか。それから、これの整合性をちょっと考えたら、そういうわかりやすくきちっとしていないんですよ。これ皆わかるんじゃないですか。

日本は、貿易収支は、今度いま中国に、アメリカの中ではついに抜かれてしまったけれども、貿易収支はアニマルと言われるぐらい絶対に黒字でしょう。だけれども、内需は生きてこなかったということで、あとは内需の問題だということで、それでもって、いうならば、バブルの後に達して日銀が量的緩和政策をとってお金が流れるようにして、そういう形をとってきた。そしていままでこうずっと何とかかんとかという形で中小企業も動き出してきたというのがいま、全体こうなってきた、北海道はちょっと埋もれていますけ

れども。同じことなんです、これ。地域経済も。

そういうような視点に立って、これはちょっと豊かでないなど、この視点はそういう視点入っていますよ。入っていますよ、これ。なに全部読まなければわからない、そして図解しているやつも全部、全部網羅してしまっているから、端的に言えば、そこのわかりやすく、美唄の特性だけびんと引っ張り出せばいいですよ。

その辺のことについて、1つはお伺いしたいんですが、そういうヘッド、頭脳、そういうものを商工交流とかそういうものにやっぱり必要性あるなどお考えか、この1年間blankができてしまったような体制ではだめだと、こういうような形をお持ちかどうか、そのところを1つお願いをしたいし、そして域内経済型を非常に強く打ち出すけれども、域外とのかかわりの、この域外収支で黒字を出す、そうしない限りにはこの自立という美唄の道は開けていけないというこの視点を、2点に絞りますから、お伺いしたいと思います。

それから、この2点目の方の、この日本の人口少子化のやつ、これも私、地域経営に1つの美唄らしき知恵と言っていますが、これも見せていただきました。これも経済産業省が、去年の12月の2日付で出していますね。地域経済研究会というところからの報告書。

これは経済産業政策局、地域経済産業政策課というところですね、括弧。人口減少化における地域経営についてというのが出ています。これも入手しています。執行側の市町村の側もそうだと思います。入手しているんで

す。そこから情報いただいていますから、私。そしてあれしているんですけども。

それを見ても簡単ですよ、同じこと言っていますよ。まず、原則は。先ほど私が申し上げた域内市場と域外市場と、これがこういうふうにして回るんだと言っていますよ。

ですから、その中で、私は、地域経営の問題の以前に人口問題を言っていますから、少なくとも人口問題で、子育て部分は美唄1歩先進都市もありました。そして、自主的な動きも出てきました。子育てのために協力する部隊の話も出てきました。その前に出生の問題なんだよ、その前に。

これ、お金がすべてだと私は言いませんけれど、いろんな形で各市、市町村、全国的にも努力しているでしょう。

ついこの間は、子育ての部分になるけれども、教育トップでもって、三笠さんは小学生給食費全部無料にした。あれは、僕は、無料ということよりも、無料がいいということよりも就学奨励やなんか、生活保護を受けたりして、給食費用をそれぞれの子どもたちが持つてくるとき自分が持つてこない。「何で、あんた給食費持つてこないんだ」という、辛い、いやな思いをしないで済むだけでもすばらしい効果だと思っています。

でも、私どもが総務委員会で行った、全国で有名な矢祭町、根本町長さんのところ。第3子は300万円ですよ。あそこは1,200人かそこらの、2,000人はいなかったですよ。財政調整基金24億円も持っているんですけども、あんな小さなまちで。だから果敢に自立を宣言してやっていますよね、ああやって。

お金で済むと思いません。しかし、出生対策とかそういうようなものに対して、具体的なことをやっぱり行政もアクション起こしたらどうなんですか。一定の人口確保が必要だというときに。そして、続いて子育てに、一定条件美唄も進み始まってきている。

それから、やっぱり定住という問題に対して、美唄はその公共住宅の方は非常に進みましたよ。全道でもトップでしょう、この「ゆたかニュータウン」なんていうのは、つくり方は。ああいうシルバータウンをつくりながら、あのマスタープランというのは。だから、美唄モデルが多かったんでしょう。なぜああいう大構想ができたかという、公共集合住宅の問題、いわゆる公営住宅・道営住宅の問題です。これだって定住対策の1つなんですよ。

住宅環境を整備するとか何とかという形で、建てて終わってしまうからだけれども、ずっと行けば定住なんです。移住策の問題についても、グリーン・ツーリズムなどというのは、同僚議員で言い始めたのは大体、1期目のときに言い始めた議員もあって、もう10年以上たっているんですよ。

グリーン・ツーリズムが起こって、都市住民との交流が起こって、そして、結果として美唄に退職後でも住むかなと、2007年問題もありますけれども。だから、移住策の問題等についても、やっぱり具体的に考えていくことの方が重要じゃないでしょうか。

だから、交流「ゆ〜りん館」、あるいはアルテピアッツァあるいは宮島とよく言う。これは流動人口です。しかし、流動人口も美唄に入ってくるということは、非常に大切なこと

なんですよ。一定の交流も生まれますし。人が動けば物も動くし、お金も動くし、そして情報も交流の中で出たり入ったりするんです。

そういう意味での人口問題として少子社会に突入した日本が、これはいま実際の少子になるのは2006年ですよ、今年ですよ。人口が減るのは、日本の人口。この2005年は、自然減になったということなんですから。生まれる人より亡くなった人が多かったということです。そして2006年から、具体的に日本の人口が減るんです。これは急角度でいくんです。

2007年問題は、これは急角度で高齢化主体ですから、亡くなる方が多いわけでしょう。それは行きますよ。

2007年問題はもう1つ、海外移住ですよ。これ重なりますから、日本の人口ずっと急速に、急速に長寿社会になったけれども、急速に人口減ですよ。これは厚生省の人口動態統計調査、厚生労働省の研究所がありますね、それで出ています、ここにね。これもちょっとインターネットでとったんですけど。

そうするとやっぱり、自賄いの人口確保策を、やっぱり美唄らしい理念や哲学を持ちつつ、状況を見て、そして具体的施策を打ち込んでいくという気持ちを持たなきゃいけないと思うんですよ。この辺に対する考え方を、お伺いしたいと思いますよ。

地域経済で2つの視点。2つの問題。それから、この人口問題ではいまのそういう出生、子育て、子育ては一步下げました。しかし定住、そして移住、流動人口の入り込み、これらに対して美唄らしいポリシーを持って、政策を市民と一緒にやって、これはもう絶対市民参加ですから、どんなことを言ったって市

民参加です。しかし、その政策誘導していくのは行政ですよ。具体的な政策を展開して、一定のやっぱり費用はかかりますよ。でもそのことに入っていかなければいままでどおりだらだらではないですか、

この人口問題に美唄が着手したというのは歴史があるんだよ。いろいろありましたけれども、この人口問題、一定の人口を確保しておかなければ地域というのは成り立たなくなるということを、一番先に頭に置いたのは沢田市長ですよ、美唄は。だから福祉施設から始まったでしょう、身体障がい者出身して。そして昭和48年でしょう、身体障がい者の都市宣言をやったのは。なぜかといったら、福祉は身体障がい者あるいは知的障がい者、いろんな形の人たちを入れたり、お年寄りを入れたりしていても、それは必ず24時間、365日美唄にいて、寝起きをするんです。そして、人が人を面倒を見なきゃいけない。そこで雇用の場が確保される、それが安定的に動く。

いろいろ意見があるかもしれないけれども自衛隊も同じです。専修大学の学生の問題に手をつけて、先生方も問題とする。これは3大要素でしょう。人口確保のためにやったのは。この遺産食っていたんです、いままで。この遺産なくなっていったら、いま頃2万8,000、いや2万9,000で、もうまた2万9,000切るかもしれないなんてそんな話ではないです。2万5000割っていますよ、美唄は。

だから、そういうことの実例に学びながら人口確保問題というものについて、いまのこの少子化社会迎えて自立を言っているなら、具体的な施策に、だから入っていくという考え方が、私はとるべき、桜井市長としての「生

き活き美唄」を掲げた施策に入っていないということの、この戦略テーマが入っていないということにはならないと思う。

その点について、ちょっとくどくなりましたけれども、3点についてお答えください。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

地域経済のマクロ分析は大変難しいということから、本市におきましても、これを実行していなかったところでございますけれども、平成16年度に経済産業省が、このような美唄市のマクロ分析をしていただいたということで、これに関しまして、私ども本当に感謝しているところでございまして、このマクロ分析の手法を私どもなりに研究して、これをやはりまちの分析の手がかり、足がかりにしたいというようなことでございまして、この追跡調査等を実際に行わなかったということでございますけれども、これについては、国勢調査等の数字もありますけれども、やはりいろんな統計等の準備もするというところで、私ども、この体制的なものでやはり配慮に欠けたかなというふうに感じております。

今後、とにかくいまの経済状況をいかに分析して、どのような経済振興を行うかということ、これが最重要課題でございますので、この体制につきましては今後、早期に検討させてもらいたいというふうに考えてございます。

それから、人口増対策でございますけれども、人口が日本国で減少になるという、人口減少化の国勢の中でありまして、地方は数年前から人口が減少しているわけでございます。

道内自治体におきましても、人口対策に向けたその施策としまして、第3子以降に対する助成とか、それから農業の振興、新規就農者に対する支援、それから、主に団塊世代をターゲットとした季節移住や定住促進を図るための官民の取り組み、それから、人口の定着と増加を目的とした定住促進条例の制定などさまざまな先進事例があります。

美唄市としまして、この人口減少化における地域経営の重要性にかんがみまして、この人口の確保に向けた方策につきまして、他自治体の事例を参考としながら、地域として一体的かつ総合的な取り組みとなるよう、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員 やっぱりそういう意味で言えば、いま、これ1つは人口問題と経済問題と両方合わせるんですけれども、基本構想を1回議論を本当はしたかったと、同僚議員も言っていましたけれど、基本構想を1回議論するべきだったんですよ、本来は。そして、これ議決議案ですから、内容のことを伴ったりするんですけれど、いまのような問題をもう少し具体的に織り込みつつ、戦略的に総合的に組み立てる構想が出てこない、この前期なり後期なりという問題に本当はかないんですよ。でも、これはもうしょうがないことです、ここまで来てしまっているから。でも、やっぱりそういう部分をきちっと考えて本当はやるべきだと思っています。

ただ、そこで、その辺については、私ども議会の方は、後期計画についての調査特別委員会をつくりますから、ですから、その中で

こういう意見やっぱり出てくると思うんですよ、当然に。そうしたら、後期計画の中でやはり、さっき言ったように鮮明にぼちっと出ていないところやら、それから、そういういまの人口問題の取り組み方なりに対する行政、例えば美唄市の戦略的な位置付けというのはトップだなという問題だとか、そういうことをやっぱり浮き彫りにされてこなきゃならなくなるわけで、そうすると、総合基本構想とはやはり整合性という問題が出てくるんですよ。

この辺について、だから、変わったり変えたりするとき、これはちょっと来年に延ばすか、ごみ問題の有料化のときに同僚議員も言いましたけれども、こういうときの手続きとか、そういうことというのはきちっとしていないと、ちょっとこれは意見ですから、答えはいらぬです。

ただ、1つだけですね、考慮に入れてもらいたいことが1つあるんですよ。

この地域経済をやるときに、道内でもすばらしい研究機関たくさんあります。ただ、いま美唄が一番友好的に努力をして、友好関係を持って、そして中国人留学生の受け入れ体制とかいろいろな周辺整備などで頑張っているのは専修大学ですよ。専修大学のいまの経済部にいる先生のことだけを言っているんじゃないんですよ。あの学校法人専修大学の持っている力です。4年制含めて。

今度の和泉先生は、経済部の教授をやっていたんでしょ、本校の。非常に、ここは正村先生に代表される部分もありますけれども、地域経済も非常に強いですよ、本校は。ここから出ていって、いま一橋の大学にいる、教

授になっている関満博さんなんていうのは、専大だよ、専大経済学部の教授だったんだよ。地域経済一本やりですよ。

せっかくのそういう友好関係で一緒になって努力して、そして、事あるごとにお付き合いをいただいているときに、短大という枠に絞らないで学校法人、いまはもうあれですけども、もちろん私立ですから、その中でも専大全体としても経済学部の持っている力量ということについて、もう少し美唄の先生方がレベル低いとか低くないとかと言っているんじゃないんですよ、そういう持っている力というのはもっと接点をつくるべきですよ。せっかくの財産を、自らの情報不足なんですよ。私だって専大行ってやった訳でないですよ。新聞読んだり、インターネットでとってもらったり、つくったり何なりしていて、正村先生は昔から知ってはいるけれども。全く短期講師に来ていたけれども、山崎先生でしたでしょう、短期大学に。いま静岡に行って大学の先生やっていますよね。この人、地域経済一本やりですよ、この人も。

どうも役所の中だけでこう、閉じこもっているとすると語弊があるけれども、ちょっとそういうような新聞見たり、本読んだりしたら、あれ専大の先生だとかこうだとかというのが出てくるはずですよ。

これは1つ、執行側が友好関係重ねて、そして、特に専大の留学生の、学生対策も含めてこうやったときには、前井坂市長の果たした役割は大きかった。申しわけないけれども、滝さんのときには疎遠だった。固有名詞出して悪いけれども、公職だから我慢してもらいたいと思っているんですけども、盛んに言

っていたんですよ、専大と手をつないだらどうでしょうか、専大と手をつないだらどうでしょうかとかと、そういう経過があって、でもまた別な面で努力していただきましたから、さまざまなことで。でもやっぱり僕は、そのこの地域経済をいまやるときに、それからこの人口問題をやるときに、大学法人というんですか、学校法人の専大全体との、そして今度、泉先生は本校の経済学部の教授をやっておられたというのは、この間、山田貞美さんの送別会に議員会長として出席だということ言われて行ってきました、そのときに、泉先生が経済学部の教授やられていたというのを、自分自身があいさつの中で言われましたから、ああそうかと思って、私は、いいつてができるかもしれないなというふうにして帰ってきたんですけども、この辺の接点とか接触とか、それから協力体制というか、専大も何ととっても地域密着型でなければ生きていけないはずなんですから、その美唄と地域密着し、美唄の近隣と地域密着し、そして、空知全体とも密着してというそういうような形の密着型でないと、そう本州方面から学生を呼んだり何なりというのはなかなかできない、北海道との密着型のはずですから、お話し合いをしていただきたいものだと思いますけれども、

前段のことはよろしいですから、この点についてはちょっと市長の、こっちは一方的な思い入れかもしれないけれども、その思い入れが伝わるようにしてひとつ、接点やって力をつけて、美唄の自立というものと、地域経済のつくり方というものに進めていただけたらなというふうに思いますので、この点につ

いてだけお答えいただけますか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

泉学長につきましては、専修大の、本校の経済学部長から地域の短期大学に送り込んだ人材というふうに伺っております。

今後のまちづくりにつきましては、やはりその地域とのつながり、それから、私どもの地域の経済の活性化等を図るために、専修大との人的つながりを大切にしながら、いろんな支援等を連携が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 以上で、一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分 散会